

令和 6 年 第 3 回 （ 9 月 ） 三 郷 町 議 会
定 例 会 ・ 会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 4 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 （開 議）	令和 6 年 9 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 （ 第 1 日 目 ）	
出 席 議 員	1 番 神 崎 静 代 3 番 南 田 善 紀 6 番 南 真 紀 8 番 奥 山 一 臣 10 番 伊 藤 勇 二 12 番 辰 己 圭 一	2 番 吉 村 今 日 子 4 番 先 山 哲 子 7 番 高 田 好 子 9 番 木 口 屋 修 三 11 番 澤 美 穂
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 木 谷 慎 一 郎 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 安 井 規 雄 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 川 合 孝 悟 企 画 財 政 課 長 寺 林 秀 明	

行 政 委 員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	農業委員会副会長	岡 田 哲 夫
	固定資産評価審査委員会委員長	瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	ウェゼル 雅 子
	議 会 事 務 局 主 任	武 田 千 晶
町長提出議案の題目	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会の選任につき同意を求めることについて
	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
	承認第 9 号	令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
	認定第 1 号	令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2 号	令和 5 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
	認定第 3 号	令和 5 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
	議案第 4 7 号	令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）
	議案第 4 8 号	令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 4 9 号	令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別補正予算（第 1 号）
	議案第 5 0 号	令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計予算（第 1 号）
	議案第 5 1 号	令和 6 年度三郷町介護保健特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 5 2 号	令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 5 3 号	令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について
	議案第 5 4 号	令和 5 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第 5 5 号	三郷町防災基金条例の制定について
	議案第 5 6 号	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条令等の一部改正について
	議案第 5 7 号	三郷町福祉保健センターの設置等に関する条令の一部改正について
	議案第 5 8 号	三郷町国民健康保険条例の一部改正について
	議案第 5 9 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	議案第 6 0 号	令和 5 年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の提携について
	議案第 6 1 号	令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について

	議案第 6 2 号 三郷町道路線の認定について 議案第 6 3 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について 議案第 6 4 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について 議案第 6 5 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について 議案第 6 6 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について 議案第 6 7 号 負担付き寄附の受納について 報告第 5 号 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について 報告第 6 号 令和 5 年度三郷町の財政の健全化判断比率について 報告第 7 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について 報告第 8 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について 報告第 9 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について 報告第 1 0 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について 報告第 1 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について 報告第 1 2 号 令和 5 年度ふるさと寄附金について 報告第 1 3 号 寄附の受け入れについて
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 6 番 南 真 紀 7 番 高 田 好 子

令和 6 年 第 3 回 (9 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 4 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 同意第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について |
| 第 4 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 5 | 承認第 9 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分に
いて |
| 第 6 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 第 7 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度水道事業会計決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 4 7 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 1 0 | 議案第 4 8 号 | 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 3 号) |
| 第 1 1 | 議案第 4 9 号 | 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1
号) |
| 第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 6 年度三郷町国民保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 令和 6 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 1 5 | 議案第 5 3 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分に
いて |
| 第 1 6 | 議案第 5 4 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて |
| 第 1 7 | 議案第 5 5 号 | 三郷町防災基金条例の制定について |
| 第 1 8 | 議案第 5 6 号 | 町長等の損害賠償責任の一部面積に関する条令等の一部改正 |

について

- 第 1 9 議案第 5 7 号 三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 5 8 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 5 9 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 2 2 議案第 6 0 号 令和 5 年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について
- 第 2 3 議案第 6 1 号 令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について
- 第 2 4 議案第 6 2 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 5 議案第 6 3 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
- 第 2 6 議案第 6 4 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第 2 7 議案第 6 5 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 第 2 8 議案第 6 6 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 第 2 9 議案第 6 7 号 負担付き寄附の受納について
- 第 3 0 報告第 5 号 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第 3 1 報告第 6 号 令和 5 年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 第 3 2 報告第 7 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 3 3 報告第 8 号 令和 5 年度下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 3 4 報告第 9 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 3 5 報告第 1 0 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 3 6 報告第 1 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 3 7 報告第 1 2 号 令和 5 年度ふるさと寄附金について
- 第 3 8 報告第 1 3 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 9 提案理由の説明
- 第 4 0 令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 4 1 令和 5 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、
ただいまより令和 6 年第 3 回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（辰己圭一） 町長から招集のご挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 3 8
号によりまして、令和 6 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、
公私何かとご多忙の中早朝よりご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 1 件、諮問案件 1 件、承認
案件 1 件、認定案件 3 件、議決案件 2 1 件、報告案件 9 件の計 3 6 件でございま
す。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、招集
の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、
6 番、南 真紀議員、7 番、高田好子議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（辰己圭一） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 3 日までの 1 0 日間にした
いと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 3 日ま
での 1 0 日間に決定いたしました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） 次に、日程第 3、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選

任につき同意を求めることについて」から、日程第 38「報告第 13 号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読いたします。

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 3 | 同意第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 9 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について |
| 日程第 6 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 47 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 10 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 11 | 議案第 49 号 | 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議案第 50 号 | 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 51 号 | 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 14 | 議案第 52 号 | 令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について |
| 日程第 16 | 議案第 54 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 17 | 議案第 55 号 | 三郷町防災基金条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 56 号 | 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の |

一部改正について

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 9 | 議案第 5 7 号 | 三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 0 | 議案第 5 8 号 | 三郷町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 5 9 号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 2 2 | 議案第 6 0 号 | 令和 5 年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 2 3 | 議案第 6 1 号 | 令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について |
| 日程第 2 4 | 議案第 6 2 号 | 三郷町道路線の認定について |
| 日程第 2 5 | 議案第 6 3 号 | 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について |
| 日程第 2 6 | 議案第 6 4 号 | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について |
| 日程第 2 7 | 議案第 6 5 号 | 奈良広域水質検査センター組合の解散について |
| 日程第 2 8 | 議案第 6 6 号 | 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第 2 9 | 議案第 6 7 号 | 負担付き寄附の受納について |
| 日程第 3 0 | 報告第 5 号 | 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について |
| 日程第 3 1 | 報告第 6 号 | 令和 5 年度三郷町の財政の健全化判断比率について |
| 日程第 3 2 | 報告第 7 号 | 令和 5 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について |
| 日程第 3 3 | 報告第 8 号 | 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について |
| 日程第 3 4 | 報告第 9 号 | 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について |
| 日程第 3 5 | 報告第 1 0 号 | 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について |
| 日程第 3 6 | 報告第 1 1 号 | 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 3 7 | 報告第 1 2 号 | 令和 5 年度ふるさと寄附金について |
| 日程第 3 8 | 報告第 1 3 号 | 寄附の受け入れについて |

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） 日程第３９、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。５期１５年の長きにわたり、本町に多大なご尽力を賜りました、現委員の瀧川忠雄氏の任期が本年９月３０日をもって満了することに伴い、新たに高田峻氏を選任するものであります。

高田氏は、公認会計士・税理士の資格をお持ちで、町内に会計事務所を開設されており、さまざまな地域振興活動にも積極的に参加されておられます。優れた識見と公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、固定資産評価審査委員として適任であると考え、新たに選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。本町の人権擁護委員が現在１名が欠員となっていることから、新たに山本訓世氏を推薦するものであります。

山本氏におかれましては、４０年近く学校現場で勤務をされ、教育に取り組んでこられました。このことから、人格識見に優れ、人権擁護委員として適任と考え、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第９号、令和６年度三郷町一般会計補正予算（第２号）の専決処分について」であります。既決予算に３億１２４万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を１１１億５，７６４万８，０００円としたものであります。本年４月１日に施行されました税制改正法に基づき、定額減税が実施されましたが、その恩恵を十分に受けられない方に対し、定額減税し切れない額を支給するものであります。また、昨今のエネルギー・食料品価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい低所得世帯のうち、令和６年度に新たに住民税非課税世帯等に該当する世帯に対し、１世帯当たり１０万円に加え、１８歳以下の子ども

1人当たり5万円を支給するものであります。

歳出では、総務費で1億8,214万6,000円、民生費で1億1,910万1,000円を計上するとともに、歳入では、全額が国庫補助金となることから、歳出と同額を計上したものであります。

なお、本事業を少しでも早く迅速に対象世帯に支給するため、7月1日付けをもって専決処分をしたものであります。

次に、「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計と特別会計5会計の令和5年度決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る7月30日、31日の両日にわたり、瓜生・伊藤両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも、適切なご指導を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年度の一般会計決算についてであります。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、今までの感染症拡大防止の観点からやむなく中止をしていた講演会やイベントなどが開催できたこと、また、電気・ガス・食料品等の物価高騰に伴い、国の補助金を活用しながら、低所得世帯へ現金給付、水道基本料金の減免、給食費の無償化、ギフトカードの配布など、住民の方の生活支援に取り組んでまいりました。

また、大和川の浸水被害の常襲地となっている惣持寺地区における調整池整備事業や新広域ごみ処理施設稼働に向けたごみ中継施設の整備、そして木育推進型インクルーシブ拠点施設「奈良おもちゃ美術館」の開設にも着手いたしました。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますことといたしまして、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、令和5年度一般会計の決算であります。歳入総額108億7,214万662円、歳出総額101億462万3,872円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億3,541万9,790円の黒字となりました。

決算の内容を見ますと、歳入では全体の20%を占める町税につきまして、前年度比2.1%の増、全体の30%を占める地方交付税におきましては、前年度比2.2%の増となりました。

次に、国庫支出金では惣持寺地区調整池整備事業に伴う防災安全交付金や低所

得者世帯事業費交付金によって、前年度比 3. 1 % の増となりました。一方、町債では惣持寺地区調整池整備事業、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金やごみ中継施設整備事業で起債を借り入れたことなどから、前年度比 166. 4 % 増となりました。

次に、歳出では、先ほど申し上げました大型事業をはじめ、物価高騰の影響を受けた住民の方々に対する生活支援として、さまざまな施策を実施したことで、前年度比 7. 6 % の増となったものであります。

今後も自主財源であります税收の確保に努めるとともに、国・県補助金の活用はもちろんのこと、有利な起債の発行などに努めるとともに、経費の節減、合理化を図りながら前向きな姿勢で施策に取り組み、全住民が住み続けたい魅力あるすこやかなまちづくりをより一層進めてまいります。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、「令和 5 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算」であります。歳入総額 1, 814 万 4, 866 円、歳出総額 1 億 9, 667 万 2, 694 円で、差引き 1 億 7, 852 万 7, 828 円の赤字となりました。

次に、「令和 5 年度し尿浄化槽管理特別会計の決算」であります。歳入総額 72 万 8, 643 円、歳出総額 50 万 8, 708 円で、差引き 21 万 9, 935 円の黒字となりました。

次に、「令和 5 年度国民健康保険特別会計の決算」であります。歳入総額 24 億 2, 798 万 210 円、歳出総額 23 億 8, 438 万 531 円で、差引き 4, 359 万 9, 679 円の黒字となりました。

次に、「令和 5 年度介護保険特別会計の決算」であります。保険事業とサービス事業の合計で、歳入総額 23 億 1, 730 万 8, 858 円、歳出総額 22 億 2, 301 万 1, 927 円で、差引き 9, 429 万 6, 931 円の黒字となりました。

最後に、「令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の決算」であります。歳入総額 4 億 5, 477 万 7, 294 円、歳出総額 4 億 5, 455 万 194 円で、差引き 22 万 7, 100 円の黒字となりました。

続きまして、「認定第 2 号、令和 5 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」及び「認定第 3 号、令和 5 年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

両会計の決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委

員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る7月2日に、瓜生・伊藤両監査委員より厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めて貴重なご意見を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、下水道事業の経営状況からご説明申し上げます。

まず、収益的収支では事業収益が6億9,477万772円、事業費用が5億8,911万1,778円かかり、1億565万8,994円の利益となりました。

一方、資本的収支では「ストックマネジメント修繕改築計画」に基づき、老朽化したマンホール及びマンホール蓋の更新を実施するとともに、新惣持寺地区、信貴山地区を中心に管路整備を実施いたしました。

この結果、資本的収支では収入が2億4,965万9,400円、支出が4億3,169万504円となり、1億8,203万1,104円の損失となりました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補填することといたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

まずは収益的収支であります。不明漏水の解消により有収率は好転し、費用の多くを占める受水費の抑制に効果があらわれてきているところでございますが、ナラディアーなどの施設を有する一部の地域を除き、町内の多くの地域で給水量は減少傾向にあり、安定した収入の確保が厳しい状況となっております。

給水収益などを含めた事業収益では6億5,760万6,836円、事業費用では6億8,664万2,637円で2,903万5,801円の損失となりました。

次に、資本的収支では「水道事業基本計画」に基づき、管網整備事業や下水道工事に伴う配水管布設替工事についても効果的に進めているところでございます。

その結果、収入が1億7,052万8,400円、支出が3億3,291万5,649円となり、1億6,238万7,249円の損失となりました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額、建設改良積立金、過年度損益勘定留保資金で補填し、なお不足する額につきましては、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置いたします。

次に、「議案第４７号、令和６年度三郷町一般会計補正予算（第３号）」についてであります。既決予算に１億５，６０２万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を１１３億１，３６７万５，０００円とするものであります。

まず、歳出から内容を申し上げますと、総務費では本年１０月に改正される児童手当制度に対応した人事給与システムの改修に係る経費と職員の資質向上に向けた各種研修会への参加に係る経費として、一般管理費で６５万１，０００円を計上するものであります。

また、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で６，７０１万４，０００円を追加するものであります。

次に、近鉄信貴山下駅周辺では、役場庁舎をはじめ、複数の公共施設が密集しています。その中でも特に三郷小学校や役場庁舎は建築から５０年以上が経過し、老朽化が著しいことから、今後の方針を早急に検討する必要があります。

将来にわたって公共施設を維持していくため、将来人口や利用状況等を勘案し、公共施設として必要な機能の集約や再編整備の具体的な方針を示す基本構想の策定経費として、企画費で１，７６０万円を計上するものであります。

なお、本業務完了には１年程度期間を要することから、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、民生費では、介護保険特別会計に係る一般会計の繰出金として９５万円を老人福祉総務費で追加するものであります。また、障害者福祉制度の改正に伴うシステム改修の経費として、障がい者（児）福祉費で１０３万２，０００円を計上するものであります。

次に、放課後児童クラブの運営につきまして、懸念事項でありました指導員の確保や長期休暇中の昼食提供等といった保育環境面の課題解決に向け、ノウハウを持つ民間事業者へ委託をするため、２億８，５００万円を限度額に、令和７年度から３か年の債務負担行為を計上するものであります。また、子育てに関するさまざまな相談を行う子ども家庭支援員の勤務形態を週１回から３回に増やすための経費として、児童福祉総務費で１３７万７，０００円を追加するものであります。

次に、土木費では、老朽化による町営住宅の修繕に係る経費と住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金として、住宅管理費で６５３万４，０００円を追加するものであります。

次に、消防費では、住民の方から災害に備え、大型トイレカーの配備を目的に2,900万円の寄附の申出をいただきました。大規模災害時におけるトイレ問題解消の一助としてこの寄附を受け入れ、トイレカーを購入する経費として、防災費で2,900万円を計上するものであります。

なお、受注生産であることから年度内の納車が見込めないため、寄附金を新設する防災基金に積み立て、全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、教育費では、コロナ禍以降、不登校児童・生徒が大幅に増加していることから、児童・生徒の学校以外での居場所、保護者を含めた相談場所を子育て支援センターに設置するための経費として、義務教育振興費で186万9,000円を計上するものであります。また、教育委員会事務局内の空調機が故障したため、更新に係る経費として、文化センター管理費で100万円を追加するものであります。

一方、歳入では、前年度の国・県補助金・負担金の精算による不足額を受け入れるもので、障害福祉システム改修負担金51万4,000円を含み、国庫負担金で1,348万4,000円、県負担金で550万8,000円、県補助金で60万9,000円を追加するものであります。また、子ども家庭指導員の経費に対する国庫補助金のメニュー変更により、当初計上分の43万4,000円を減額する一方、体制拡充も考慮した同事業への補助金など、国庫補助金で108万2,000円を増額するものであります。

次に、トイレカー購入寄附に係る予算措置として、寄附金と繰入金で2,900万円を計上するものであります。

また、雑入では、奈良県後期高齢者医療広域連合から前年度精算による返還金で90万1,000円、のどか村からの前年度精算の未返還と事業納付金の延伸による増額分で4,311万8,000円を追加するとともに、前年度繰越金5億3,541万8,000円を計上するとともに、補正予算に係る財源調整後、基金繰入金を5億119万2,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第48号、令和6年度三郷町住宅資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。既決予算に53万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億8,491万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、住宅新築資金等貸付回収管理組合の解散に伴

い、債権の回収、事務に必要なとなるソフトウェアの購入に係る経費で５３万４，０００円を、歳入では一般会計繰入金で同額を計上するものであります。

続きまして、「議案第４９号、令和６年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第１号）」についてであります。当初予算に２１万９，０００円を追加し、補正後の予算総額を３２０万７，０００円とするものであります。

内容といたしましては、令和５年度決算における繰越金２１万９，０００円を下水道処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第５０号、令和６年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」についてであります。当初予算に４，１８５万６，０００円を追加し、補正後の予算総額を２３億８，６０２万５，０００円とするものであります。

歳出ではマイナンバーカードと保険証の一体化について、全被保険者に通知するため、総務費で６６万３，０００円を追加し、特定健康診査等における国・県からの超過交付金を返還するため、諸支出金で１８万６，０００円を追加するものであります。

一方、歳入ではマイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修費について、県支出金を予定していましたが、国庫支出金に変更されたため、県支出金で１９１万３，０００円を減額し、国庫支出金で２５７万６，０００円を計上するものであります。

また、雑入といたしまして、特定健診負担金の令和５年度精算分を受け入れるため７万８，０００円を計上するものであります。

なお、令和５年度決算に伴い、繰越金４，３５９万８，０００円を計上するとともに、財政調整基金からの繰入金を全て減額し、残る４，１００万７，０００円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第５１号、令和６年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

保険事業では、既決予算に７，４５０万６，０００円を追加し、補正後の予算総額を２３億８，０６５万２，０００円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護予防サービス給付費などで予算に不足が生じることから、保険給付費で７６０万円を追加するものであります。また、令和５年度の介護給付費及び地域支援事業費の超過交付分を返還するため、償還費で６，６９０万６，０００円を追加するものであります。

一方、歳入では保険給付費の増額に伴い、国庫支出金で１８２万３，０００円、支払基金交付金で２０５万２，０００円、県支出金で９５万円、一般会計繰入金で９５万円をそれぞれ追加するものであります。

なお、令和５年度決算に伴う繰越金で９，２４９万９，０００円を計上するとともに、介護給付費準備基金からの繰入金で２，３７６万８，０００円を減額することで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算１７９万５，０００円を追加し、補正後の予算総額を８９６万５，０００円とするもので、令和５年度決算における繰越金を予備費に計上するものであります。

続きまして、「議案第５２号、令和６年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

当初予算に２２万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を５億２，５９５万２，０００円とするものであります。

内容といたしまして、本年４月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金で、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金でそれぞれ追加するものであります。

続きまして、「議案第５３号、令和５年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について」であります。

過年度決算における修正事項があったため、令和５年度水道事業会計の資本剰余金４億７，２１１万７，４９６円のうち、工事負担金１億６，０５５万２，０６６円と分担金２，４８６万５，１２５円、合わせて１億８，５４１万７，１９１円の取崩しを行い、負債科目の長期前受金へ振り替えるものであります。

続きまして、「議案第５４号、令和５年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

地方公営企業法第３２条第２項の規定により、令和５年度下水道事業会計の未処分利益剰余金１億５，２０９万２，００１円を減債積立金に９，８４３万２，４１８円を積み立てるとともに、資本金へ５，３６５万９，５８３円を組み入れることについて議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第５５号、三郷町防災基金条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、災害対策に充てることを目的とした寄附を受け入れ、災害対策事業の財源とするため、「三郷町防災基金」を新たに設置するもの

とし、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 56 号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について」であります。地方自治法及び同法施行令の改正により、条例で引用している条項番号にずれが生じていることから、これを整備する改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 57 号、三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について」であります。

老人福祉センターの入浴施設は開館当初から運営をしておりますが、施設の老朽化に加え、設備機器の不具合も頻発し、維持管理に要する経費が累積しており、抜本的な施設改修には巨額の費用を要することから、本年度末をもって入浴施設を廃止するため所要の改正を行うものであります。

続きまして、「議案第 58 号、三郷町国民健康保険条例の一部改正について」であります。マイナンバー法の改正により、マイナンバーカードによる健康保険証の利用を基本とし、現行の健康保険証が廃止されることに伴い、所要の改正を行い、本年 12 月 2 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 59 号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」であります。

本案につきましても、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合規約について所要の改正を行い、本年 12 月 2 日から施行するものであります。

続きまして、「議案第 60 号、令和 5 年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について」であります。

現在、建設を進めております「ごみ中継施設」につきまして、焼却施設の冷却のための浄化槽が老朽化により処理能力が低下しているため、これを新設し、また、高圧電気の受電施設についても新設工事が必要であることから、これらについて契約額及び工期を変更するもので、当初の契約金額に 6,435 万円を増額し、変更後の契約金額を 5 億 1,434 万 9,000 円とし、また、工期を令和 7 年 3 月 24 日までとするものであります。

続きまして、「議案第 61 号、令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調施設整備工事請負契約の締結について」であります。三郷中学校体育館及び武道館に空調施設設備を整備するに当たり、指名競争入札により吉田機電株式会社代表

取締役吉田真也を契約の相手方とし、6,710万円で請負契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第62号、三郷町道路線の認定について」であります。

勢野西2丁目及び勢野東2丁目において開発により新たに築造された道路について、帰属が完了したことから、町道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第63号、奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」であります。

令和7年4月の事業統合に向け、奈良県広域水道企業団を設立するため、規約について関係地方公共団体と協議を行うものであります。

続きまして、「議案第64号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」、「議案第65号、奈良広域水質検査センター組合の解散について」及び「議案第66号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

奈良広域水質検査センター組合が奈良県広域水道企業団の設立に伴い、令和7年3月31日をもって解散することから、事務の承継を行うために所要の規約を変更し、解散及び財産の処分について、構成市町村との協議により定めるため議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第67号、負担付き寄附の受納について」であります。

三郷町勢野西にお住まいの廣谷顯一様より、災害時に機能を発揮する大型トイレカーの購入に充てることを目的として、現金2,900万円のご寄附の申し出をいただきました。今回のご寄附は男性用トイレ2基及び女性用トイレ2基、そしてオストメイトにも対応し、車椅子昇降機等が設置された多目的トイレを1基備えた大型トイレカーを購入することを条件とした負担付きの寄附であることから、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第5号、令和5年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について」であります。

惣持寺地区において浸水対策として実施している調整池整備に合わせて、機械設備や電気設備等の附帯工事を行っているところですが、一部の工種において仕様の変更等が生じたことから、当初の契約金額に372万9,000円を増額し、専決処分したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会に報告

するものであります。

続きまして、「報告第 6 号、令和 5 年度三郷町の財政の健全化判断比率について」であります。

令和 5 年度決算で、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は黒字であったことから、いずれも表示されず、実質公債費比率は 3.9 %で、前年度比で 0.7 ポイントの増加となりました。また、将来負担比率については、公営企業債等繰入見込額や退職手当負担見込額が減少したことで、前年度比 5.3 ポイント減少し、将来負担比率は 45.3 %となりました。

続きまして、「報告第 7 号、令和 5 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」及び「報告第 8 号、令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

両会計におきまして、資金不足比率は生じず、算定値は下水道事業会計がマイナス 57.94 %、水道事業会計がマイナス 75.44 %となったものであります。

続きまして、「報告第 9 号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第 10 号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度の事業報告及び決算、並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第 11 号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年 3 月 17 日に本町が管理する町道立野 24 号線において、自動車で行進中に道路が陥没し、車体及びホイールを損傷したもので、13 万 1,950 円の損害賠償を支払うことで、相手方との示談が成立したものであります。

続きまして、「報告第 12 号、令和 5 年度ふるさと寄附金について」であります。
本町のふるさと寄附金「ガンバレ三郷！応援寄附金」の令和 5 年度実績といたしまして、435 件、合計 573 万 7,000 円のご寄附をいただきました。

心から厚く御礼申し上げるとともに、いただいたご寄附については、事業目的ごとに有効活用させていただきます。ありがとうございました。

最後に、「報告第 13 号、寄附の受け入れについて」であります。

本年 7 月 2 日に、大阪ガスネットワーク株式会社 奈良地区支配人 福井克久様から福祉保健センターに図鑑や絵本など 5 冊をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げるとともに有効に活用させていただきます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容でございます。

慎重審議賜りますようお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（辰己圭一） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（辰己圭一） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読します。（別紙 頁～ 頁）

以上でございます。

議長（辰己圭一） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（辰己圭一） 日程第 40、「令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」、日程第 41、「令和 5 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」を一括にして監査の報告を求めます。

代表監査委員（瓜生英明） 議長。

議長（辰己圭一） 瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月30日、31日の両日、伊藤監査委員と共に、令和5年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして審査を行いました。

その中で、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました令和5年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係者帳簿、証拠書類、並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました各基金の運用状況の審査をいたしました。

各会計の決算につきましては、予算現額及び収入支出額について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査した結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。また、各基金の運用状況についても計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化に関する財政の運営につきましても、意見を付したところでございます。詳細につきましては、審査意見書をご覧くださいと思います。

以上、令和5年度一般会計特別会計決算に係る審査報告といたします。

続きまして、令和5年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月2日、伊藤監査委員と共に、令和5年度会計の決算審査を実施いたしました。提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われるものと認められました。

なお、財政の健全化を図るために、上下水道の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては令和5年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書、及び令和5年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をご覧くださいと思います。

以上でございます。

議長（辰己圭一） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開10時50分とします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時51分

議長（辰己圭一） 休憩を解き再開いたします。

〔一般質問〕

議長（辰己圭一） 日程第４２、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第５５条において、質疑は同一議員につき、同一の議題について３回を超えることはできないと規定されています。また、第５６条の規定により、質問、答弁合わせて原則１時間以内と制限いたします。

一般質問の順番については、同規則第６１条第３項の規定により、通告順といたします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、７番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

７番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田好子議員。

７番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいまより、議長より発言の許可をいただきました７番、高田好子でございます。先般の通告の順に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、「難聴対策とヒアリングフレイル予防について」お伺いをいたします。

高齢社会に入り、いかに健康寿命を延ばしていくかは大きな課題の一つです。WHO、保健世界保健機関は２０２１年３月に世界聴覚報告書を発表し、２０５０年までに世界で約２５億人、４人に１人が何らかの難聴を抱えて生活することになると警告をしています。新生児期、小児期、成人期、老年期といったライフサイクル別の取り組みを世界的に発信するなど、難聴対策に関する取り組みを強化しており、こうした世界的な難聴対策の機運の高まりを捉え、聞こえなさ聞こえにくさのある一人ひとりに応じた適切な支援が提供されるよう難聴対策及びそれを支える基盤づくりを強化していく必要があるとされています。

難聴とは音が聞こえにくい状態のことを指し、先天的なものから加齢性、騒音性、伝音性、突発性などさまざまなタイプに分けられます。治療法は薬物治療や手術のほか、補聴器で聞こえを補っているのが一般的で、日本医師会及び日本補聴器工業会の調査結果によると、患者数は全国民の１１．３％に当たる約１，４３０万人という数字も発表され、難聴が認知症発症に最も大きな危険因子であり、割合として９％を占めることが明らかになっています。難聴対策は認知症対策の

柱として位置づけられるべきものだと思っております。

このような状況の中、ヒアリングフレイルという新しい概念が注目されています。ヒアリングフレイルとは聴覚機能の低下によるコミュニケーションの問題やQOL、クオリティーオブライフ、生活の質低下等を含む心身の衰え、フレイルの一つで、聴脳科学総合研究所の中石所長により予防を提唱され、全国の自治体でも注目されるようになってきました。周囲とのコミュニケーションが難しくなる、好きだったテレビを見なくなる、部屋に閉じ籠もるようになる、相手に悪いと思って聞こえたふりをする、周囲から認知症と勘違いされる、怒りっぽくなった、会話が少なくなった等の事象について、認知機能の問題ではなくヒアリングフレイルが原因であることが指摘されており、中石所長は加齢に伴う聴覚低下の影響にかかわらず、周囲の聴覚への認識不足や関心の薄さから、単なる心身の虚弱であるフレイルや認知症傾向と勘違いされるケースが多いと述べられています。

そして、認知症になり得る原因の一つとして難聴は対処可能なものの一つだとして、早期発見し、聴覚をいかに維持していくことが重要であると強調されております。

長期にわたるコロナ禍で感染の際に重症化リスクがある高齢者は外出自粛を余儀なくされ、人との関わりが急激に減少し、会話ができなくなったことや人がいる場所であってもマスクを着用したり、アクリル板の設置が常態化したことで、聞こえづらさがより問題が顕在化し、心身の虚弱と言われる状態、フレイルの増加やフレイルの前段階であるプレフレイルも増加傾向だと言われています。

ある研究では、前期高齢者で3人に1人、後期高齢者ではおよそ半分の方が難聴に悩んでいるという指摘もあります。年を重ねることに伴って聞こえづらくなることは多くの方が認識されていると思いますが、加齢によって聴覚機能の低下は本人や周囲が気づかないうちに進行してしまうことも多く、適切な支援や受診につながりにくいとも言われています。

聞こえづらいのは年のせいだから仕方がないということで、そのまま放置すれば聴覚機能の低下はますます進行してしまい、人とのコミュニケーションに支障を来す恐れがあります。そして、こういったコミュニケーションの問題、聴覚機能の衰えが周囲との関わり合いを大きく変化させ、フレイルに陥ってしまい、その状態を放置すると、心身の活力の衰え、認知症やうつ状態となるリスクが高まる、このことから懸念されています。早期に聴覚機能の低下に気づき、適切な対

応することで予防につながると考えております。

そこで、ヒアリングフレイルへの認識と本町における加齢性難聴の早期発見についてどのような取り組みをされていますでしょうか。お伺いいたします。

今後、高齢化社会が進展し、加齢等で心身が衰える方が増加する中で、ヒアリングフレイルはオーラルフレイル、口腔機能の衰えなどとともに、フレイル予防の重要な分野の一つに位置づけられると考えております。

しかし、現在、早期発見のための聴力検査については、新生児聴力検査、学校や職域での聴力検査はありますが、定年後など高齢期には聴力検査の機会がない状況です。難聴は検査する機会がないと早期に発見することが困難であり、検査の確保が課題です。特定健診には聴力検査の項目は入っていません。全国には聴力検査を特定健診に入れようと国に意見書を求める自治体もあります。東京都港区では医師会と連携を重ね、高齢者の聴力検査を60歳以上の5歳刻みを対象に、今年度、令和6年度より開始されています。こうした動きが三郷町でも進むことを期待しております。

また、東京都豊島区では、コロナ禍感染防止のためのパーティションを窓口に設置したところ、聞こえづらいと訴える高齢者が相次ぎ、難聴の早期発見の重要性を認識されたとのことです。そこで、令和3年7月より65歳以上の高齢者を対象に、みんなの聴能力チェックアプリを活用したヒアリングフレイルチェックを無料で行い、相談会も開始されています。

ほかにも埼玉県入間市や山形市などでも同様のヒアリングチェック、ヒアリングフレイルチェックによる予防策を実施され、聞こえの大切さを伝えるとともに、誰もが聞こえやすい社会づくりを推進されています。

三郷町においても何らかの方策が取られることを期待しますが、聞こえにくさを感じる方が難聴であることをまず自覚し、例えば町がその方に医療機関を紹介したり、受診を促したりすることで、早期発見、早期治療につなげていただけることが大切であると思っております。そのため聴力を判断するアプリの活用についての検討をしてはどうでしょうか、お考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰巳圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさ

せていただきます。

「ヒアリングフレイル」とは、聴覚の機能が低下することによって生じるコミュニケーションの問題や、ＱＯＬの低下などを含めた身体的フレイルの一つで、聴覚機能の低下を言います。聴力が低下すると、会話に消極的になったり、活動範囲が狭まったりすることでコミュニケーション不足につながり、認知症やうつ状態になるリスクが高まると言われております。

議員のご質問の加齢性難聴の取り組みについてですが、本町では現在のところ、加齢性難聴の早期発見についての対策は実施できておりませんが、認知症対策として、認知症の正しい知識の啓発や認知症予防教室を実施しております。また、聴覚機能が低下している高齢者や障がいのある方に対して、円滑にコミュニケーションを支援できるよう、対話支援スピーカー「コミューン」を活用し、窓口対策を行っております。

次に、聴力を判定するアプリの活用について、他市町村の取り組み状況を調べてみますと、東京都豊島区では令和３年７月から、大阪府豊中市では令和４年１０月からアプリを活用して「ヒアリングフレイルチェック」を実施されております。豊島区においては地域の医師会と連携して実施されており、一定の数値を下回った場合、耳鼻咽喉科の受診等を促すといった仕組みになっております。また、豊中市においても同様の取り組みをされております。

本町といたしましては、ヒアリングフレイル予防についての今後の方向性として、まずは、加齢性難聴について本人や家族、周囲の方々に正しい知識と認識を持っていただくことが重要であり、必要な方には補聴器などを使って「聞こえ」を改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限に発揮していただくことが大切であることから、周知方法や補聴器購入制度の拡充を検討してまいりたいと考えております。

また、アプリの活用につきましては、難聴対策やヒアリングフレイル予防に有効な手段の一つであると考えておりますが、高齢や障がい、健康づくりなどの幅広い視点から調査も必要であることから、関係課、関係機関と連携し、他市町村で取り組みをされている事例を参考に、アプリの活用の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

７番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7 番（高田好子）（登壇） 今、辰巳部長のほうからヒアリングフレイルの認識や、加齢性難聴の取り組みはまだしてないですけども、認知症の予防という形でしていくなど、またヒアリングフレイルのチェックアプリのことも調査研究をしっかりとしていくというお答えをいただきました。

聞こえの低下を補う補聴器ですが、近年、この難聴対策として従来の骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方が、病気などで装着するものが難しい方や軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されています。骨伝導は奈良県医科大学の細井学長が発見され、新たな補聴経路として注目をされています。

これが軟骨伝導イヤホンになります。この小さいタイプをかけていただいたり置いたり、あとはイヤホンに穴が開いてなくて、清潔に使えるというものになっていますので、首からかけるストラップがついております。またご興味のある方は見ていただけたらと思います。ありがとうございます。

軟骨伝導は耳の入り口付近の軟骨を振動させることで音を伝える仕組みで、集音器が増幅した音を骨伝導式のイヤホンを通じて聞く仕組みで、耳穴を塞がないので周囲の音もよく聞こえ、より自然な聞こえ方になります。細井学長の講演会に参加した折、実際に軟骨伝導イヤホンを試しましたが、とてもクリアに聞こえました。イヤホンは穴や凸凹がないため、汚れがつきにくく、清潔が保たれ、高齢者らの会話やテレビなどの音を聞きやすくなるため、耳穴を塞がないので食事のときのそしゃく音が自身の耳に響くといった不快感もありません。

そこで、本町では補聴器購入助成制度を行っていただいておりますが、さらなる認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために保険者機能強化推進交付金等を活用した軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホン等の購入支援をしてはどうかと考えますが、ご見解をお伺いします。

また、合理的配慮の一環として老眼鏡がさまざまな窓口に設置してあります。同じように耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取る社会の構築を目指し、役場の窓口に安価で取り扱いしやすい軟骨伝導イヤホンを試行的に導入してはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

令和5年12月議会で同様の質問をした際に、対話支援システム機器コミュニケーション15台を設置して活用していくとのことでしたが、その使用状況と効果をどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。よろしくお願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の保険者機能強化推進交付金の活用についてですが、現在、本町における保険者機能強化推進交付金につきましては、スッキリ教室などの介護予防事業を行っております。高田議員がご質問いただいております介護予防事業と連動をして、補聴器の購入助成を行っている他の市町村の交付金を活用した取り組みについて、まずは調査研究をさせていただき、そして本町としてどのように活用していけるかということを研究してまいりたいと考えております。

次に2点目です。軟骨伝導イヤホンにつきましては、県内におきましても導入している市町村が徐々に増えてきております。導入している県内の聴域、操作性や利便性を私も確認させていただきました。使用頻度は少ないものの利用者からは聞き取りやすいということでございました。私自身も実際に使用させていただいたんですけども、思いのほか非常に聞き取りやすいということではなかなか有効であるかなというのは率直に思いました。しかしながら、消毒はするもののほかの人が使用したものを、そのあと使用しにくいというようなご意見も実際には聞いてまいりましたので、本町といたしましては今現在活用しているコミュニケーションと併用しながら、試験的な導入も踏まえて、また検討していきたいと考えております。

そして最後に、コミュニケーションの使用実績につきましては、令和4年9月に各課に計15台配置いたしております。本年8月末現在で約45回の利用がございました。このことから効果といたしましては一定の効果はあるのではないかと判断しております。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再々質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） 部長のほうから軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホン等の購入についても、調査研究もしながら考えていただくということと、あとは試行的に軟骨伝導イヤホンを窓口を導入してはということに対しても、部長自身も使っていただけたと思うんですけど、軟骨伝導イヤホンを数台でも窓口に設置

してもらうことで、元気な高齢者を増やしていく取り組みを進めるきっかけやサンプルとして、ヒアリングフレイルの普及啓発にもなると思いますので、どうぞまた検討も重ねていただいて、窓口の一つでも二つでも置いていただけたらなというふうに思っております。

窓口に置かれているところのイヤホン等は消毒用のもので、すぐに拭き取れば次の人が使えるようになりますので、そこら辺も検討材料に入れていただけたらなというふうに思っております。

難聴は高齢者の健康上の問題のうち上位に当たる症状で、70代男性で5人から6人に1人、女性で10人に1人程度が日常生活に支障を来すような難聴であるとされています。しかしながら、一方で大音量でテレビを見たり、音楽を聴いたりしないなど耳に優しい生活を心がけ、栄養バランスが取れた食事など生活習慣の見直しなどしっかりと予防することで低下機能を遅らせることができるとも言われております。健康寿命を延伸するためのフレイル予防の一つとして、ヒアリングフレイルについてしっかりと取り組むべきと考えています。

そのためにもヒアリングフレイルに対する周知が必要です。福岡県においては県のホームページにフレイル予防をしようとのページがあり、その中にフレイル度のチェックやオーラルフレイル、ヒアリングフレイルについて説明がなされています。大分県では地域の介護予防活動支援マニュアルを作成され、フレイルチェックシートは大分県全域の市町村で活用されており、その中には聞こえのチェックシートも含まれております。

そこでお尋ねいたします。高齢者の難聴について正しく学び、ヒアリングフレイルとその対策の重要性について、ホームページや広報、SNSなどさまざまな手法で町民への普及啓発を進めていただきたいと思いますと思いますが、ご見解をお伺いいたします。難聴対策やヒアリングフレイル対策について、人生100年時代とも言われる中、全ての世代が難聴により生きづらさを感じることなく元気に活躍し続けられる社会、そして適切な配慮や支援を行うことができる基盤を社会全体で支えることが必要であり、効果的で人にやさしい施策推進に今後も尽力いただきますことをお願い申し上げまして、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終了させていただきます。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰巳圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回、ご紹介いただきましたヒアリングフレイルチェックとしてのアプリの活用など、難聴やヒアリングフレイルを抱える方が必要なサービスを受けられ、適切な配慮や支援ができる基盤を社会全体で支えていくことが大変重要であると考えております。このことから難聴対策にはさまざまな取り組みが必要であります。が、こども未来創造部との連携や医療機関等と連携しながら、難聴対策やヒアリングフレイル予防の啓発につきましても、広報やホームページ等でしっかりと啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。7 番、高田好子議員。

7 番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7 番（高田好子）（登壇） 続きまして、2 問目の質問事項、「不登校児童等の支援について」お伺いをいたします。不登校児童・生徒への支援については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、教育機会確保法に基づき、教育委員会をはじめ関係者において連携をしながらさまざまな努力がなされ、児童・生徒の社会的自立に向けた適切な支援につなげていただいていることは重々承知しておりますが、不登校の小・中学生が増加し続け、令和4 年度では約 30 万人に上り、このうち学校内外の専門機関等で相談指導等を受けていない小・中学生が約 11 万 4,000 人と、いずれも過去最多となっており、こうした状況は本町もまた例外ではありません。ほかにもいじめ重大事態の発生件数も過去最多となり、児童・生徒の自殺が高い水準にあり、深刻な事態となっています。

数日前に夏休みが明けたばかりです。長期の休み明けは児童・生徒の生活環境の変化や精神的動揺が生じやすい、子どもの心が不安定になりやすい時期と言われています。全国的にも自殺や不登校が増える時期とされ、子ども達の小さな心の変化に早期に気づく、また子ども達の SOS のサインをキャッチできる環境づくりが重要と考えます。

教職員の先生方は子ども達の心の変化に対し、注意して見ていただいていると

はと思いますが、業務も多岐にわたっており、全てを察知することは困難ではないでしょうか。多感なこの年代の小さな心の変化をキャッチするために対策が重要であり、子ども達のＳＯＳを受け止める窓口、自分の悩みや友人関係での不安、学校や先生のこと、家族のことなど、悩みや困り事について相談できる窓口が必要と考えます。

そこでお尋ねをいたします。本町に子ども達が悩みを相談できる窓口は設置されていますでしょうか。またあればですが、相談件数や相談内容の現状についてお聞かせください。

県には県内の児童・生徒向けの各種相談窓口が開設されています。しかし、自宅の固定電話では家族がそばにいてかけづらいと思います。また、全ての子どもが自分の携帯電話を持っているわけではなく、子ども達が自分から電話をかけることはハードルが高いと言えるのではないのでしょうか。また相談したいことを言えない子ども達にはＳＯＳの出し方教育も必要だと思います。

国では、いじめ、不登校、自殺リスク等の早期把握に向けた１人１台端末等を活用した心の健康観察の導入推進や、山形県米沢市や大阪府八尾市等でもタブレット端末などを活用した子どものＳＯＳを見逃さない、子どものＳＯＳを出しやすい窓口を運用し、迅速な支援が行われています。ＧＩＧＡスクール構想により小・中学生に１人１台配布されている端末で、本町としても相談窓口を開設できないのでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

不登校の子ども、不登校傾向の子どもの居場所を学校内外につくることは、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの不登校対策、「ＣＯＣＯＬＯプラン」の目指す方向ではないかというふうに思っております。学校を休んだ結果、教育の選択肢がなくて行き場を失い、孤立してしまう子どもが増えてしまっては意味がありません。子ども達への寄り添い型は一人ひとり違い、困難なことも多いと思いますが、いかなる理由があるにせよ、学びたいと願っている子ども達が自分らしくそれぞれの夢実現できるように、従来の教育の在り方にとらわれない学びの形ということをしっかり作り上げていかなければならないと考えています。

昨年の９月議会で、不登校の子ども達への支援の中で校外フリースクール設置を質問した際、学校以外の第三の居場所づくりとして、学校内フリースクール以外に校外フリースクールの設置を進め、設置場所をＦＳＳ３５キャンパス内と、

その運営主体を民間と考えており調整を行っている、この場所が子どもだけではなく保護者の心のよりどころとなり相談支援できる親子での居場所になるものとし、開所時期を令和6年秋頃とのご答弁でしたが、現在の校外フリースクール設置の進捗状況もお聞かせください。よろしくお願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年度における全国の小・中学校の不登校児童生徒数は約30万人に達し、過去最多となっており、いじめ重大事態の発生件数も過去最多となっている問題に対しましては、早期発見や支援体制の強化が求められており、本町におきましても安心して学べる学校づくりに向け、取り組みを進めているところであります。

議員おっしゃるように、子ども達の小さな心の変化にいかに早期に気づくことができるかが重要であると考え、子ども達の自殺対策として、本町全教職員に向けたゲートキーパー研修を昨年度より実施しており、ふだんから子どもの観察に関する心構えや気づきのポイント等の重要性を改めて認識しております。

さらに、本年度には中学生を対象に自分で助けを求めることができるよう、「SOSの出し方」についての講義をゲートキーパー研修と同じ講師の方をお招きして行う予定でございます。

議員のご質問の本町に子ども達が相談できる窓口は設置しているかということですが、窓口を設置し、四つの事業を行っており、令和5年度の相談件数及び内容をあわせて回答いたします。

まず1点目が、スクールカウンセラー活用事業として、小・中学校3校で10回、2点目が、スクールソーシャルワーカー活用事業として、小・中学校3校で24回、3点目が、中学校での心の相談として286回、4点目が、ハートランドしぎさんに委託しているメンタルヘルス相談として、小・中学校3校で30回となっております。

相談内容につきましては、主に不登校問題、学校生活、友人関係、家庭状況などでございます。また、議員ご質問の1人1台配付されている端末での相談窓口の開設につきましては、県教育委員会に対応していただいておりますが、町としても取り組んでいく方向で進めているところでございます。

その県教育委員会の対応とは、不登校やいじめなど学校生活での悩みや家庭生活での悩み相談窓口として、メール相談窓口、「悩み なら メール」を開設し、児童・生徒本人の端末から直接アクセスできるよう、QRコードも設けられています。加えて、電話教育相談、「あすなろダイヤル」を開設し、相談には専門的なカウンセラーが対応されており、案件によっては所管学校や中央こども家庭センター、警察署などの関係機関と連携し、迅速に対応していただいております。

なお、これらに関しましては重大な相談案件がある場合のみ、県教育委員会から報告がございますが、現在のところ報告を受けておりません。また、相談件数や内容につきましては、集計を行っていないため把握していない旨を県教育委員会の担当部長に確認しております。

次に、校外フリースクール設置の進捗状況ですが、昨年の9月議会におきまして、教室感を出さないこと、ボルダリングやトランポリンで体を動かす施設があること、本年度オープンの奈良おもちゃ美術館や読書可能なスペースがあることなど、子ども達が過ごしやすい環境であることを鑑み、心のよりどころとなるFSS35キャンパス内での設置を考えていく旨を申し上げました。

しかしながら、その後検討していく中で不登校となる背景として、家庭環境によるものも多く、子ども達だけではなく保護者の支援も必要であると考え、その相談窓口を開設するとともに、不登校児童・生徒に対しましては、勉強だけでなくパソコン等を利用できるスペースを設置したいと考えております。

その場所として来所しやすい、近鉄信貴山下駅前にある「子育て支援センター」を活用し、平日に相談へ出向くことができない保護者もいらっしゃることから、まずは土曜日に相談ができる体制を整え、そのニーズを踏まえて、今後のフリースクール事業の在り方を考えてまいります。

なお、運営につきましては、子育て支援センターの運営を長きにわたり受託され、保護者相談の実績も多くあるNPO法人と進めており、今回、支援業務委託として必要となる経費を補正予算において計上しております。

以上でございます。

7 番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7 番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから相談窓口の設置状況や、また端末による相談窓口の開設、フリースクールの設置など、さまざまお聞きをさせていただ

きました。また、中学生にもゲートキーパーをしていただいている講師の方に講演をやっていただけることで、またしっかりと進めていただきたいと思っております。また、端末での相談窓口の開設については前向きな答弁をいただけたかなというふうに思っております。また、検討もしていただきたいと思っておりますが、その窓口の設置については、目標としてはいつ頃までに開設しようと考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いをいたします。

校外フリースクールについても子育て支援センターを活用し、本年10月より毎週土曜日に保護者や不登校児童・生徒への相談、居場所づくりとして動き出す旨をお聞きして一安心いたしました。学校になじめない児童・生徒や多様な学びを希望する児童・生徒にとって、自分のペースで学べる環境や居場所、保護者にとっての相談場所はとても大切です。今後も一人ひとりの個性や興味に合ったさまざまな学びの機会を提供していただきたいと思っております。

前回の議会で登校できない児童・生徒の保護者へのサポートとして、生駒郡の取り組みとして保護者会ブリーズが年2回開催されており、三郷町としても町単独の保護者会の設置をしていく必要があるとのお答えでしたが、保護者会の設置はされましたでしょうか。そちらもお伺いをいたします。

GIGAスクール構想に基づき、1人1台の端末が整備され、今では令和の教育改革の柱である個別最適な学びと協働的な学びの充実に不可欠なツールとなっております。情報社会を生きる子ども達が抱える悩みは多様化しており、不登校、特別支援、病気療養、外国籍やいじめ等、子ども達の事情や特性、ニーズに合わせた多様な相談形態や支援が必要で、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取り組みを強化し、三郷町の子ども達の相談支援、不登校対策の充実の進捗に期待をいたしまして、答弁をお聞きし、私の2問目の質問を終了させていただきます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の1人1台配布されている端末を使用しての町単独窓口の開設時期ですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、県教育委員会での対応以外に町としてできないものかとは検討している段階でございます。内容が県と重複しないように事業内容を精査しながら、必要とあれば令和7年度予算に計上してま

いりたいと考えております。

もう一つ、町単独での保護者の会につきましては、現在設置しておりません。しかしながら、先ほど答弁させていただきましたとおり、子育て支援センターを活用し、相談できる体制を整え、保護者からのニーズを聞き取り、保護者からの要望があり、必要とあればまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

7番、高田好子議員。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 続きまして、3番目の質問事項、「官製談合等の不祥事を断ち切る対策について」お伺いをいたします。

昨年、官製談合防止法違反等で前町長、職員、一部の業者が起訴された事件発覚から間もなく1年が経過をいたします。この間にも職員による契約事務の不適正事案が4月に起きました。前町長、職員、業者の公判も始まり、真相が明らかになった部分もあります。公判には町職員も傍聴しており、談合や収賄の事実も確認できているはずであります。町としての動きがないように思います。

これまでの質問に対して、公判状況を注視しつつとの回答でしたが、公判に関係なく町の実態がどうであったかを明らかにすることは当然であると感じております。入札制度改革検討委員会、官製談合再発防止対策検討委員会を立ち上げ、官製談合防止に係る専門的な職員研修やコンプライアンス意識向上のための課内研修の実施等、今後の防止対策も重要で必要であります。大切なことは何のために検討委員会を立ち上げ、職員研修等を実施するか、目的は適切な町政運営により町民の幸福度を向上することで、そのために町民への説明責任を果たし、信頼を回復すること、そして、職員が安心してやりがいを持って働けるようにすることが必要であると思っております。

うわべだけではない、本質的な原因や背景、事件がなぜ起きたのかなど、原因究明がなされない限り、効果の期待できる対策は立てられないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

本質的な原因究明を考えるに当たって、不正、不祥事を引き起こす背景との調

査では、不正が発生する要因として個人の不正許容度と組織の不正黙認度があるとし、例えば個人の不正に関する許容度が高いのは、成果必達主義やスピード重視型であること、組織の不正黙認度が高いのは、上司の命令は絶対であるというトップダウン的な権威主義、属人的な仕事のやり方が関係するとされています。また、共通する背景として過重労働、長時間労働もあるようです。三郷町の場合はどうでしょうか。組織風土や職員の働き方など、構造的、組織的な問題として捉える必要があると思います。

そこでお尋ねをいたします。6月議会の答弁で対象者を全職員として6月中にアンケートの実施を行うとありましたが、幹部職員の方も含めて実施されたのでしょうか。また、アンケート項目の具体的な内容について、どのようなものがありましたでしょうか。アンケートの結果取りまとめは今議会でどのように報告され、町としてどのような体制を整えていかれるのか、お聞きさせていただきます。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の3問目のご質問にお答えをさせていただきます。

官製談合等の不祥事対策につきましては、本年3月議会及び6月議会において、高田議員の一般質問で回答をいたしました。現時点における裁判の経過や町の方針等について改めてお答えさせていただきます。

まず、前町長については6月から8月にかけて3回の公判が開かれ、結審しております。職員及び業者については7月から9月にかけて3回の公判が開かれておりますが、一部起訴事実や罪状を否認していることから、今後も当面の間、裁判は継続される予定であります。公判は職員も傍聴しておりますが、公判における被告人質問や証拠提示などについては、現時点ではあくまでも検察あるいは弁護側からの主張であり、最終的には判決により確定するものと考えております。

ご質問にあります「談合」と「収賄」についてであります。まず談合については、公判の中で一部の業者により町内業者間での談合行為をほのめかす供述があったことは事実であります。この件については顧問弁護士や関係機関に相談の上、今後、町としてしかるべき対応を取ってまいりたいと考えております。また、収賄については、公務員倫理として不適切な事案を示す供述がありましたが、収

賄という刑法上の罪状に当たる供述や証拠がなく、実際、当該収賄罪で起訴されている者はありません。このことから町としては公務員の倫理上の問題は別として、収賄の事実があったこととは認識しておりません。

次に、職員アンケートについてであります。6月17日から28日にかけて、副町長、教育長をはじめ、全職員と契約事務に携わる会計年度任用職員も含め、183人を対象とし、181人の回答がありました。このアンケートの内容については、「特定業者から何らかの圧力や働きかけがあったかどうか」、「職員自身が働きかけたことがあったかどうか」、「不当要求を受けたことがあるか」、「契約手続の問題点」、「官製談合再発防止策」など全19の設問で実施いたしました。

なお、アンケートの具体的な内容や結果の取りまとめ等詳細については、本定例会最終日の全員協議会で中間報告として議員各位にご説明申し上げます。

最後に、本件に対する町の取り組みや方針等についてご説明申し上げます。これまでの公判状況を注視しつつ、職員研修、アンケートの実施取りまとめ、職員で構成する入札制度改革検討委員会、外部委員も含めた官製談合再発防止対策検討委員会を随時開催してまいりました。議員ご指摘のとおり、今後の改革を実施するためには、事件の原因や背景をしっかりと検証することが重要であると考えております。

そのために、町長のリーダーシップのもと、全職員の共通認識を図り、改革に向けた体制整備に努めてまいります。

なお、先ほども申し上げましたが、現時点におけるこれまでの裁判の経過、町の取り組み、今後の改革の方向性などについてはアンケートの結果報告とあわせて、本定例会最終日の全員協議会で中間報告をさせていただきますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

7 番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7 番（高田好子）（登壇） 部長のほうから、原因究明等のことは今回の最終日の全員協議会等で中間報告等もしていただくということで、またアンケートの実施も183人に対して181人が回答して19問の設問があったということでした。最終日の全員協議会のほうでしっかりとお聞きもさせていただきたいと思います。

そこで一つ確認ですけれども、6月議会のほうで官製談合再発防止対策検討委員会の2回目を8月頃開催して、対策案について中間取りまとめをしていきたい

というようなことがありました。この２回目の委員会はいつ頃開催されて、中間取りまとめは、先ほど言っていたみたいに全員協議会で聞けるかなとは思っておりますけど、いつ頃開催されたのかお聞かせください。

先日程行われました８月の２８、９月の２日の公判の傍聴をしてまいりました。両日共数名の議員、また職員の傍聴がある中、一緒に旅行に行った者の実名、役職も出てきたことや中元や贈物を職員に送っていた事実も明かされました。大変残念な気持ちになりました。今後も公判は続くと思います。今までの議会の中で、再発防止対策や研修等を要望してきましたが、その中で対策を検討し、不正をなくすための取り組みを講じてくださっていることは理解しておりますが、知った事実に対しては確認が必要ではないかと考えております。ご見解をお聞かせください。

前回の議会で二度と不正を起こさない、不正を隠蔽しない組織づくりを推進していくとのことでした。町民の皆様の信頼回復に向けて取り組まれる事項を徹底し、さらに着実に進めていただくことを強く要望して答弁をお聞きし、私の全ての質問を終了させていただきます。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、官製談合再発防止対策検討委員会、いつ開かれたのかということで、１回目は前回お話しさせてもらったように、令和６年６月６日に１回目を開いております。第２回のほうが８月２６日に開催させていただいております。内容につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、最終日のほうでご説明させていただきたいと思っております。

また次に、公判の中で旅行に行ったであったり、中元・歳暮をもらったとかいったような証言につきまして、確認する必要があるのではないかといったご質問いただきました。これにつきましては確かに公判の中で旅行に行った、中元をもらったといった証言があったのは事実でございます。当然確認していく必要があると認識はしております。ただ時期のほう、今後いつするのかであったり、方法については公判の動向を見極めた上で今後行っていきたいなど。調査のほうは実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 3 問目の質問は終了しました。

7 番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。それでは、ここで暫時休憩とします。

再開を 1 時とします。

休 憩 午前 1 1 時 3 9 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

議長（辰己圭一） 休憩を解き再開いたします。

それでは、11 番、澤 美穂議員。一問一答方式で行います。

11 番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤 美穂議員。

11 番（澤 美穂）（登壇） 皆様、こんにちは。11 番、澤美穂でございます。議長のお許しをいただきまして、1 問目の「全世代型防災教育を目指し、町独自の防災士養成講座の実施を」について質問いたします。

今年の 5 月に、三郷中学校 2 年生が西和消防署、地元消防団、奈良県防災士会、町職員と一緒に防災学習を行いました。実施後のアンケートの中で、防災士や消防団になるにはどうすればいいのかとの質問がありました。防災士に関しては年齢制限は設けておらず、大人と同じ試験を受けて防災士になった小学生もいるようですが、現在は救急救命講習が必要なため、日本防災士機構によりますと、中学生以上であることが望ましいとされています。

先日、私と同じ奈良県防災士会に所属する方のお子さんが中学生になるのを待っておられ、やっと日赤の救急救命講座を受けられるようになったとお聞きしました。親御さんが熱心に防災活動をされているご家庭のお子さんは、小さいときから親の背中を見て育ってこられているんだなと感心していたところです。

奈良県では年に 1 回防災士養成講座を実施していますが、受講定員が限られているために抽せん外れ、数年受講できていない方がおられると聞いています。非常に残念な話ですが、39 市町村あるわけですから当然外れる方も多いと思います。

三郷町地域防災計画の中で災害に強いまちづくりとともに、災害に強い人づくりが基本方針として挙げられています。せっかく高い意欲と防災意識を持っておられる住民が抽せん外れて受講できないなんていうことはあってはならないこ

とだと思えます。

町内の防災士が増えれば各自治会の自主防災組織の育成にも非常に役立ちます。防災士資格を取ることがゴールではなくスタートであると考え、三郷町内の防災士や自主防災組織に属する住民有志で三郷町自主防災ネットワークを立ち上げ、LINEグループで常に情報交換を行い、各地区で切磋琢磨しながら防災・減災活動に取り組んでいます。

広島県庁では令和5年度広島県職員採用試験において、全国初の防災職を新設されましたが、三郷町独自で防災士養成講座を実施すれば、三郷町民だけでなく希望する町職員が講座を受講することも可能となります。また、中学生もより受講しやすくなり、人生100年時代を生きる若い世代が早くから高い防災意識と知識を身につけることはとても重要だと考えます。

三郷町独自の防災士養成講座の実施のお考えはありますか。お聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

先月8月8日に発生した宮崎県日向灘沖を震源とする地震の発生により、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。本町におきましても南海トラフ巨大地震が発生した場合は甚大な被害が発生する恐れがあります。一般的にこのような巨大地震が発生した場合、役場庁舎や職員自身も被災し、特に防災の初期段階では行政として災害対応に当たる「公助」には限界があります。

よく言われますが、まずは自分の命は自分で守る「自助」であり、隣近所や地域の自治会、自主防災組織による助け合いである「共助」が何よりも重要であります。その「共助」の中心となるのが防災士であると考えております。

防災士は防災に関する知識と技術を持ち、地域の防災対策を推進する日本防災士機構が認定する資格者で、地域住民の防災意識を高めるために、訓練や啓発活動、災害予防活動を行う地域の防災リーダーとして、災害が発生した際には避難所の運営や被災者支援、救助活動や初期対応の指揮等の役割を担っていただいております。

防災士は地域の防災力強化のために欠かせない存在であることから、本町でもこれまで資格取得の経費を補助対象とし、防災士の育成を図ってきたところでご

ざいます。

今回、議員からご提案いただきました町独自の防災士養成講座でございますが、町が独自で防災士養成講座を実施するためには、日本防災士機構の認証を受ける必要があります。その要件として、「研修にふさわしい充実した講師陣を整えること」及び、「1回の防災士養成研修講座に独力で常時50人以上の受講者を確保できること」となっております。また、奈良県内でも市町村単位での実施はなく、町単独での実施は非常に難しいと考えております。

今後は奈良県の防災士養成講座をこれまで以上に活用できるように、受講人数を増やしていただけるよう県に強く要望するとともに、地域防災力の向上を目指し、自主防災組織を通しての防災士養成への助成金などの支援、周知を行いながら、地域と連携した防災・減災対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） ただいま実施に際していろんな条件があるということをお聞きしたんですけれども、内閣府によりますと、国民の意識を防災行動へと、意識と行動のギャップがあることを指摘されています。災害への関心は高いが防災行動、この場合、家具の固定について例として挙げられてたんですけれども、防災行動が不足している。主な理由は手間や費用がかかることや自分には関係ないという心理が影響していて、実践的知識の不足も問題となっています。また、切迫感を高める普及啓発として災害を身近な問題として認識させるために被災者の体験談や地域のハザードマップを活用することが重要、特に若年層への教育や体験を通じて防災の現実味を伝える必要がある、分かりやすい防災知識の提供としては防災知識を分かりやすく提供し、具体的な対策を実行しやすくすることが求められます。

例えば、家具の固定のチェックリストや実践的な手引を作成し、家庭や職場での実施をサポートすることの重要性を挙げられています。これ、講師陣についてはちょっと何とも言えないんですけれども、50人以上の受講者ということであれば、三郷町単独での実施が無理なら生駒郡4町や近隣町との連携での実施のお考えはありませんでしょうか。お聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

町単独ではもう困難なら郡や近隣町との連携ということで合同でできないかというようなお話です。確かに規模を大きくすれば可能になるのかなということは考えられます。

ただ、町レベルでは難しいのかなというのもあるので、近隣町だけの枠組みではなく、奈良市であったり、生駒市といった規模の大きな市も加えた中で検討できたらなというふうには考えるところです。

いずれにいたしましても、防災士を増やすことができれば、議員おっしゃいますように、地域防災力の強化に直結するのかなと思います。また、住民の意識の向上にもすごく貢献できるものなのかなと思いますので、まずは県へ強く要望していきたいなど。そしてまた、議員各位からも県のほうへ要望していただければ幸いかなというふうにも思っております。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再々質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） 町単位では難しいとのご回答でしたが、近年、経験したことのない異常気象が起こり、この夏は120年余りで最も暑い夏だったことが判明したばかりです。統計開始以降、東日本では最も降水量が多く、海面水温が30度を超える影響で台風が大型化し、今まで大丈夫だったから大丈夫だと言えない事態となっています。日本は地震だけではなく台風も多い国です。地震による災害だけではなく、地球温暖化による異常気象にも気をつけていかなければなりません。

あるイギリスの研究チームは、日本人は気候変動の代償を命で払っているとの研究結果もニュースで報じられました。身近にできることから地球温暖化を防止する行動にも一人ひとりが自分事として取り組む必要があると思っております。

防災士養成講座が無理であれば、茨城県大子町では防災士資格取得補助金制度があります。地域における災害の担い手となる防災士の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、その資格を取得する方に対し補助金を交付し

ますということで、対象者は町内に住所を有し、かつ次のいずれにも該当する方とするとあります。１、地域における防災の担い手として自主防災組織等に所属し、またはその活動に参加する意思がある方、２、防災士資格を有する旨の情報を町長から消防本部、消防団、自主防災組織等に情報提供することについて同意をする方と、条件はありますが、このような方法で防災士を増やしている自治体もございます。この件についてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。回答をお聞きしたいです。お願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

助成制度ということで補助制度ということなんですけど、本町では自主防災組織を通しての助成制度ということで、受講される方には自主防災組織の中の補助制度で補填というか、受けていただいた方に行くという部分がありますので、それで受けていただければ、ただ、その方も今年度でいって今５人ぐらい方が募集されているのかなというふうに把握、全部は把握しておりませんが、５人程度かなと思いますので、そのあたりは逆に周知のほう、そういう助成制度があるので、皆さんどんどん自主防災組織を通じて受講していただけるように、周知徹底のほうをこれからもさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（辰己圭一） １問目の質問は終了しました。

次に、２問目の質問に移ります。

１１番、澤 美穂議員。

１１番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

１１番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、２問目、「見守りボランティアとこども１１０番の家の数の把握とベストの新調を」について質問させていただきます。

今年の夏は酷暑で体調を崩される登校見守りボランティアも多く、私もその１人でした。１５年目の夏になりますが、小学生以上に夏休みが待ち遠しかったのは初めてでした。私を含むボランティアの高齢化も進み、１０年後、２０年後への対策が必要だと考えます。

学校支援ボランティアは一旦登録すると毎年登録し直すことがなく、体力の低下などを含むさまざまな事情でリタイアされる方もおられるので、登録数と現在の稼働人数に誤差が生じているはずですが、確認するすべがないのが現状でしょう。これはこども110番の家にも言えると思います。

「こども110番の家」の目的は子ども達が万一のときに助けることです。子ども達を犯罪から守ってもらうだけでなく、登下校時にトイレを貸してもらったりすることのほうが多いと思います。110番の家の数が多ければ多いほど、防災意識の高い地区であると認識され、犯罪者を遠ざけ、子ども達を守る大きな抑止力になることは間違いありません。

しかしながら、警察庁によると、全国のこども110番の家はおよそ10年で約4分の3に減少したとのこと。TBSのニュースによると、その数、約44万件、高齢化をはじめとする自然減のほか、モチベーションや意識の低下による登録解除も少なくないようで、これは三郷町も例外ではないのかと思われます。また、新規のボランティア募集については小・中学校等で募集のチラシが配られているのかもしれませんが、私の認識としてはボランティアが友人を連れてくるパターンが一番多いように感じます。

今年6月19日に日本版DBS法が成立し、子どもに接する仕事に就けない人たちが簡単に子どもと接することができるボランティアに名のりを上げるのではないかといった意見も聞くようになりましたので、今後の対応が難しいところではあると思いますが、動向見守りボランティアだけでなく、学校支援ボランティアの加入促進も課題となっています。

町のホームページやSNSでの告知、庁舎内や文化センター、保健センター、図書館等、三郷住民の目のつくところにボランティア募集のポスターなどを掲示し、広く住民に周知をしてはいかがでしょうか。同様に減少しているこども110番の家の募集も必要だと考えます。

こども110番に関する活動マニュアルがなぜか警視庁、検察庁の両方から出ていまして、こちらが検察庁、こうにう冊子になっていまして、警視庁はこの1枚のビラなんです。この中に何が書いてあるかというと、子どもが避難してきたときの対応について書かれていまして、110番通報をすると同時に警察官が向かっていますので安心してくださいというような、なぜか二つあるんですけれども、今後、ご協力いただけるご家庭に110番の旗と一緒にお渡ししてもいいか

もしれません。

また、ボランティア活動はハードルが高いと思われがちなので、ボランティア募集のチラシを作られる際には、現状の活動内容、活動日、頻度など詳細に明記していただけると敷居が低くなるのではないのでしょうか。その中の一つのボランティアに入っていただければ、次もこれもできそうということで、どんどんとご協力してくださることのほうが多いので、まずはそのきっかけとなる広報を重点的にお願いしたいと思います。

そして、教育委員会から貸与されているこれが一番最初、三郷子ども見守り隊というので、これ結構、皆さん目にされたことあると思うんですけども、夏は非常に暑い、こんなん着てられへんということで、第2弾、ベストを作っていたんですが、皆さんご覧ください。どっかで見たことないですか。工事現場の人と間違えられると非常に不評でございまして、作っていただいたんですけども、なかなか着用している方をお見かけすることがないまま、ちょっともう下火になってしまったのかなと思います。

教育委員会からこのオレンジ色のジャンパーを、今も着てくださっている方もいるんですけども、できればみんなが着たくなるようなベストを新調し、ベストの配布の折、改めてボランティア登録をし直していただき、ボランティアの数を把握すべきだと考えます。

その際には、来月、10月1日から郵便料金が値上げになることから、ボランティアの連絡はメール等で行えれば経費削減につながります。メールでのご連絡にご協力いただけるかどうか、その登録用紙に盛り込んでもらえたらと思います。

ちなみに、北小、三中はグループラインがありますのでそこに登録していただければ、コーディネーターからの一括連絡が可能となっています。長袖のジャンパータイプにすると、夏は暑くて着られないですし、ベストと両方作っていただくのは経費がかかるため、ベストを提案させてもらったのですが、通告後、奈良県防災士会がビブスを作ることになっていて、サンプルを見せていただいたので、ビブスなら着脱は容易でかさばらず、冬には手持ちの上着の上に着用することができ、横が5分になっていることから、フリーサイズで統一することも可能です。

今日、防災士会のサンプルビブスの4枚の写真をお見せするつもりだったんですけども、忘れていて怒られそうなんですけど、亀の瀬のボランティアガイド

の会はビブスをちゃんと作っていただいております、これは真ん中にファスナーがついていて着脱が容易なんですけれども、かぶるタイプと比べると、ちょっと高いんです。私が見せていただいたのは王寺町の自治会が作られていたやつなんですけど、かぶるやつなのでファスナーついてないので、この前に雪丸をぽんってつけられて、どこから見てもああ雪丸だみたいな感じでやっていたので、できたらうちも龍田姫バージョンでこういうのを作っていただければと思います。

実物を今お見せしたんですけれども、かぶるタイプとファスナータイプがあるということで、それは教育委員会の皆様にお任せしたいと思いますが、ビブスタイプで新しいベストを作っていただき、ボランティアの数とこども１１０番の家の数を把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご回答よろしくをお願いします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、澤議員の二つ目のご質問にお答えさせていただきます。

子ども達が安心・安全に過ごせるよう、本町におきましては登下校時の見守りや下校時のパトロールの実施、防犯カメラの設置、こども１１０番の家等の従来の取り組みに加え、令和５年度にはビーコンを活用しての見守りシステムを導入するなど、見守りボランティアの皆様方のご協力をいただきながら、地域ぐるみで取り組んでいるところでございます。

一方で、議員おっしゃるように、見守りボランティアやこども１１０番の家のご協力者の登録数と実活動者数の乖離問題がございます。現在、ボランティアに登録していただいている方は約３３０人で、うち、見守りボランティアの登録数は約１００人ではありますが、一度登録していただくと、ご本人より辞退のご連絡をいただかない限り、登録者としてカウントされたままとなってしまうことから、実際に活動していただいている方の把握が難しい状況でございます。

今後の対応といたしましては、皆が着たくなるようなベストまたはビブスなどを新調して、配布する際に実活動者数を把握します。なお、実数把握につきましては、今回の一度きりではなく、毎年度末に子ども情報ネットワークを活用して次年度の更新手続等を行ってまいりたいと考えております。

また、「こども１１０番の家」は登下校時に子どもが危険な目に遭いそうになっ

たり、犯罪に巻き込まれそうになったときに逃げ込むための家として住民の方々にご協力をいただき、平成14年8月から登録を開始し、家屋にこども110番の家の旗を掲げていただいております。登録件数については追加のみで転居や死亡の理由で空き家となった件数を把握しておらず、旗の返却等もございません。過去には平成28年12月に各自治会を通じて、こども110番の家の再登録、新規登録の依頼をしておりますが、それ以降の再登録はしておらず、令和6年7月末現在での登録は479件となっております。

今後はこども110番の家の旗も長年使っていただきますと、劣化も顕著となることから、一定の期間ごとに旗を更新させていただくとともに、自治会を通じて再登録の依頼もあわせて実施してまいります。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） ご回答ありがとうございます。今もジャンパーを大事に、長袖のほうですね、着用してくださっている方も多いので、お持ちの方には継続して両方着用していただけるよう、色はオレンジで統一していただければと思います。見守りは子どもだけではありません。最近は高齢者の見守りも重要となっています。

世界アルツハイマーデイで使われるのもオレンジ色です。その理由は日本の認知症支援のシンボルカラーだと言われていたのですが、オレンジはもう皆さんに慣れ親しんだ色ですので、色はオレンジでお願いしたいと思います。

そして、西和署と交通安全協会が町内の幼稚園、保育園8園で園児向けの交通安全教室を毎年行っておりまして、そこにいつも龍田姫のマスコットが来てくれてまして、横断歩道の渡り方を子どもに見せたりとかして、園児に非常に人気があります。

そういうことからビブスにはぜひ龍田姫のマークを入れていただいて、子ども達がより親しみやすい、ボランティアに対しても親しみやすく、いつも頼れる存在であるということを認識するために、また交通安全教室で習ったことを忘れさせないためにも、ずっと龍田姫のことも覚えておいていただければと思います。

今作っていただけるというお話があったのかなと思いますが、110番の家のほうもぜひ募集を続けていただきたいと思います。

そこで要望なんです、毎年1月に実施していただいているボランティアが1年生に昔遊びを教えるイベントがあり、終了後、仲よくなった1年生と一緒に同じ給食を食べることをボランティアの皆さんが1年に1回とても楽しみにされていることがございまして、コロナ禍で中止となり、今年1月は昔遊びは実施していただいたのですが、給食はありませんでした。まだまだ感染は完全になくなったわけではございませんが、可能ならばぜひ復活し、来年1月は実施していただくことは無理でしょうか。ボランティアのモチベーションとしても非常に有効となっておりますので、実施していただけるかどうかお聞かせください。お願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

両小学校で実施しております昔遊びのあとに、教室で子ども達と一緒に給食を食べることをボランティアの方々が非常に楽しみにしているとお聞きしました。ご存知のように、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度から本事業を中止としておりましたけども、今年度につきましては実施する方向で進めております。ぜひ子ども達と一緒にご飯を食べていただいて、楽しいひとときを過ごしていただければと思います。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再々質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） 実施していただけるということで非常にありがたく思っています。といいますのも、昔遊びのイベントをきっかけにボランティアに勧誘するという、そういう非常に重要な役割も持っておりますので、感染状況を見ながらぜひ実施していただければと思います。

そして、もう一つ言い忘れてたんですが、ボランティアの名札、首からぶら下げるのを教育委員会から貸与していただいているんですが、もう長年使っていると、やはりあせてきたり、名前が読めなくなっている方もおられます。新しいものと順次交換していただいているんですが、今後もし名札を作り替えられるときには、ぜひ子ども達、1年生でも読めるようにお名前を平仮名で大きく

明記していただけるほうが、1年生も習った平仮名でその人の名前が分かるということもございますので、大きく平仮名で表示し、その横に小さく漢字をつけ加えるのが私たちにとってもありがたいと思いますので、名札のリニューアルについてもぜひご検討いただければと思います。ご回答をお聞きして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

名札の件ですが、確かに1年生をはじめ、小学生ですと読めない漢字もありますので、今後は大きな平仮名を表示、漢字と併記させていただいて、平仮名のほうを大きくして、子ども達がこの方はこういう名前だなということを分かりやすくしていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

11番、澤 美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、3問目、「奈良おもちゃ美術館の開館に向け、冷食食堂と自動運転バスの導入を」についてお伺いたします。

今年自動運転バスの実証実験が実施されましたが、その後進展はあったのでしょうか。住民の中には今年度中にバスが走るとされている方も多く、実際に実証実験でバスに乗車された方もおられ、快適であったことからとても期待をされております。茨城県境町では自治体初の自動運転バスが稼働しており、導入初期費用は約5億円かかったそうですが、その経済効果は約2年で約28億円と発表されています。そのうち半分は政府からの補助金となりますが、広告宣伝効果で約13億円、視察を有料化しているので、有料視察観光ツアー等で約1,200万円、ふるさと納税で約8,000万と十分に投資が回収できることが分かります。

自動運転バスは住民の利便性を高めるだけではなく、観光資源の一つとなり得

ることが証明されているとも言えます。来年、ご存知のとおり、奈良おもちや美術館が開館しますが、岩手県、東京都2館、静岡県、長野県、香川県、徳島県2館、高知県、山口県、福岡県、沖縄県に続いて、全国で13館目となり、関西圏にはないことから多くの来場者が見込めます。駐車場は完備されているものの、近隣からだけではなくて、来年は大阪万博とのセットでの観光も考えられますので、電車で来訪される方の交通アクセスは非常に重要となります。いまだに開催の是非が問われている大阪万博ですが、三郷町にとっては大きなチャンスです。奈良学園大学があったときはJR三郷駅から大学までの奈良交通バスが運行されていましたが、現在はなく、JR三郷駅前にはレンタカー、常駐しているタクシーもないことから、ハイキングとして訪れる方はいいものの、駅構内には荷物を預けられるコインロッカーもなく、旅行鞆を持ったまま歩いて上がるには非常に大変だと思われます。

本来ならば、これに川の駅もオープンしていたらもっとよかったのですが、三郷町には大企業を誘致する場所もなく、力を入れるのは観光しかないと思っています。点在する観光ではなく、点と点をつないで線とし、三郷町独自の観光ライン、三郷町に来たらこのルートで観光しなければもったいないと思わせるぐらいの観光プランを提案していかなければならないのではないのでしょうか。その目玉の一つとしても動く観光資源となり得る自動運転バスの導入は不可欠だと考えます。

また、大学跡地の2号館はカフェの予定と聞いておりますが、原料の食品ロスがなく、調理師免許を持つ調理人が不要で、調理人の健康状態にも左右されない冷食食堂はいかがでしょうか。テレビなどで連日報道されていまして、ご記憶にある方もおられると思いますが、昨年6月16日から7月2日の期間、大阪フードラボにて約200種類もの冷凍食品やアイスクリームが食べ放題の「チン！するレストラン in OSAKA」を開催されました。定番から珍しい食品まで幅広くラインアップされ、1日のキャンセル待ちが8,000人を超えるほどの大盛況で、大阪だけではなく東京、名古屋でも実施され、料金は90分間食べ放題で2,000円、私も行きたくて予約を取ろうとしたのですが、全く予約が取れず、泣く泣く諦めました。

大盛況を受け、昨年12月1日に「チン！するレストラン」が冷凍食品のテーマパークとして大阪難波戎橋、いわゆるひっかけ橋前すぐにレンチン食堂が増設

店舗に発展し、オープンしました。価格はソフトドリンクの飲み放題つきで30分1,200円、延長は15分ごとに600円、アルコールの飲み放題つきなら30分1,450円、延長は15分ごとに725円、QRコード決済のみでレンジでチンしている間に飲物を飲んだり、アイスクリームを食べるつわものまでいるそうです。

今、イオンなどでのスーパーでも食品売場には和洋中全ての料理がそろっているとんでもない過言ではありません。野菜やフルーツなどの食材や餃子などの単品料理だけではなく、ご飯とおかずがセットされていてチンするだけで食べられるお弁当など、その日の気分やいろいろな用途に合わせてさまざまな商品が選べるようになっています。コンビニでもそのまま食べられるスイーツなども取りそろえてあり、とても人気があります。

冒頭でも申し上げたとおり、食材が不要、調理人も不要、調理場も不要、必要なのは冷凍庫とレンジだけで、会計もQRコード決済を導入すれば現金の過不足もなく、お釣りも不要の食堂が完成します。

去年の「チン！するレストラン」の事例からも分かるように、話題性があり、食のテーマパークと位置づけられることから多くの来場者が見込めます。売れた分を補充するだけで、食材不足により作れないメニューが出ることもなく、食品ロスだけではなく、機械ロスもありません。調理師免許を持つ調理人の確保も不要、調理人の体調不良により営業ができないなんていうこともありません。また、調理人の腕により料理の味が変わることもなく、いつでも同じ味の料理を提供することができます。仕事はQRコード決済をすることや、また、たまったごみ箱を片づけること、レンジ内やテーブルを清潔に保つことがメインとなり、就労支援としても有効ですし、無人コンビニシステムを導入すれば、無人食堂も可能になるでしょう。

私は歩いたことはありませんが、奈良学園大学跡地から龍田古道へ抜ける道があると聞いています。奈良おもちゃ美術館への来場者だけでなく、龍田古道への行き帰りによる観光客も見込めますし、もしかしたら、この冷食食堂のためだけに来られる方もおられるかもしれません。

年明けから価格を変動させているらしく、値上げとも取れ、割高感が出たようで、人気薄になっているとの情報もありますが、場所はミナミ、ひっかけ橋の麓です。素人考えでも言い方は悪いですが、好き好んで冷食を食べなくても飲食店

がたくさんある場所では、珍しさに引かれて利用される方はおられるかもしれませんが、リピーター客は見込めず、繁華街には向いていないのかもしれませんが。

1年足らずで潰れるとの辛口レビューもありましたので、本当に閉店されるのなら、そっくりそのまま三郷町へ移転していただくのも手かと思います。賃料も難波と比べたら格安だと思うので、移転誘致を要望いたしますが、自動運転バスを含む交通インフラについても、町としてのお考えをお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

「奈良おもちゃ美術館」は木のぬくもりを感じ、室内空間でおもちゃに触れて遊べる体験型ミュージアムであり、赤ちゃんから大人まで世代を超えて楽しめる非常に魅力的な施設であります。そして、関西で初のオープンであるため、町内だけでなく、町外、そして県外からの利用者が期待でき、J R 三郷駅前の活性化の起爆剤として非常に期待している施設でもあります。

来訪手段ではありますが、議員ご指摘のとおり、特に県外から訪れる方には、J R 三郷駅からの交通アクセスが重要であると考えております。そのため、令和4年3月末をもって休止されたJ R 三郷駅から奈良学園大学三郷キャンパスまでの「奈良学園大学線」のバス路線復活について可能かどうか、奈良交通と協議を行いました。奈良交通では、現在ドライバー不足が深刻であり、利用の見込みや費用の検討をできる状況になく、路線の復活はできないとの回答でありました。

しかしながら、J R 三郷駅からF S S 3 5キャンパスまでの移動手段の確保は必要であると認識しておりますので、来春の奈良おもちゃ美術館オープンに向け、さまざまな面から検討し、早急に交通アクセスの課題について解決したいと考えております。

また、バスの自動運転ではありますが、今年度も奈良県が主体となり、実証走行を行う予定ではありますが、実現に向けては車両等が高額であることの費用面、交差点での車両の検知などの安全面など多くの課題が残っており、現状、いつまでに社会実装できるかは不透明な状況であります。

次に、2号館でございますが、就労支援事業として、レストラン、冷凍総菜の製造販売、和菓子の製造等を実施予定と聞いております。しかし、現在もさまざま

まな検討がされており、変更の可能性もあるということでもあります。2号館での事業は社会福祉法人檸檬会が運営するものでありますが、F S S 3 5 キャンパスを訪れた方にとって憩いの場となるよう、町としても可能な限りの協力をしていきたいと考えております。

F S S 3 5 キャンパスは既に開設しているサテライトオフィス、ハウディ日本語学校、スポーツパークに加え、奈良おもちゃ美術館、2号館でのレストランなども、今年度開設を予定しております。

全ての人が生き生きと遊び、学び、働き、生活し、活躍し、交流する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の核となるエリアとして、今後も充実させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1 1 番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

1 1 番（澤 美穂）（登壇） 今年実証された実証実験では、議員の皆さんと一緒に私も乗せていただいたんですが、その中での話では坂道の多い三郷町でも難なく走れること、また大都市で行われたときよりも画像等が乱れることなく電波が届いていたことに担当者が驚いていたことが印象に残っています。この先、もっと高齢化が進み、全国的にドライバー不足が報じられていることから、廃線になり不要となったバスに、この間乗ったバスであれば後付けができるのならば、もう少し初期費用は抑えられるのかなと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど、廃線となった奈良学園大学行きを復活させていただけるように、また引き続き諦めずに奈良交通へ働きかけていただきたいと思います。また、ライドシェアの導入や以前から要望している J R 三郷駅前にレンタサイクルの設置、レンタサイクルであそこまで上がれるのかということにもなりますが、駅前にあるタイムズにレンタカーを常設させてもらう方法など、いろんな手段が考えられますので、おもちゃ美術館のオープンに合わせて対策を取っていただきたいと思います。

また、前町長からの説明では、2号館はラウンジというお話で、三郷町が運営するものばかりと思っておりました。檸檬会さんのご意向もあるかと思いますが、大学の学食だった場所ですから、かなりのレベル差があったと記憶しております。

このレンチン食堂は、先ほども申しましたが、食のテーマパークと位置づけておられますから、檸檬会さんが計画されているものとは全くの別物で共存できると思います。通常の食堂だと営業時間の制限がありますが、冷食食堂はシステム次第では24時間営業も可能で、FSS35スポーツパークに遠征に来られた方やサテライトオフィスで仕事をされている方、そしてハウディ日本語学校の生徒の皆さんにも気軽に利用していただけたらと思います。ぜひ檸檬会さんにこのご提案をお伝えいただければと要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（辰己圭一） 3問目の質問は終了しました。

11番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、奥山一臣議員。一問一答方式で行います。

8番（奥山一臣） 議長。

議長（辰己圭一） 奥山議員。

8番（奥山一臣）（登壇） 議席番号8番、奥山一臣でございます。お昼終わって少ししんどい時間帯ではありますけども、聞いていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

通告順に従いまして、「災害に強いまちづくりのための防災訓練実施と安心して避難できる環境づくりについて」質問させていただきます。

私たちの暮らす三郷町は山や川などに囲まれた自然豊かな町で、この町で暮らす人や観光などで町を訪れる人々を癒やしてくれています。しかしながら、自然というのは時として大変大きな力で私たち人間の生命や財産に対して牙をむくときがあるのも現状です。過去には、三郷町でも土砂崩れによる人的被害や内水氾濫による家屋等の浸水被害も発生しており、自然豊かな三郷町だからこそ、日頃からの心構えが重要になってくるなどと考えます。

近年、日本各地でも地震や豪雨災害、台風、線状降水帯などの発生頻度が非常に高くなっており、この災害内容もかつてないほど激甚化していることから、三郷町においても例外ではなく、地域の防災力を高めていく取り組みが絶対であり、その一つとして行政と住民が共同で取り組む避難訓練の実施を強く要請します。

例えば、各種災害を想定した避難訓練を実施し、三郷町が発行している洪水土砂災害ハザードマップを活用しながら、自治会単位で避難所への避難経路や危険箇所の確認、避難時間測定や災害発生時に支援を必要とする近隣住民の再確認も

実施し、いざというときに住民が迷うことなく助け合いながら身を守る行動が取れるまちづくりを目指します。

そして、実施した訓練において問題が発生した場合は、すぐに三郷町地域防災計画に反映させ、さらなる地域防災力の強化を目指します。

そこで、まずお伺いしたいのは、町として全住民参加型の避難訓練を実施するというお考えはありませんか。

次に、避難所の運営について、実際に避難所に来られている方の把握はどのように管理されておりますでしょうか。また、大切なペットを連れて避難できる体制については何かお考えはありますでしょうか。平成29年の台風21号による避難所開設時からの変更点等をお聞かせ願います。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、奥山議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、台風や線状降水帯による豪雨災害が頻発化しており、先ほど澤議員のご質問でも述べましたが、先日、史上初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。いつ起きるか分からない災害に備えるには、議員おっしゃいますよう、行政と地域住民が協働し、連携することで地域の防災力を高めることが重要であると考えております。

まず、ご質問の1点目、「全住民参加型の避難訓練について」であります。ハザードマップ等により、ふだんから危険区域や避難経路を確認することは家庭における防災の基本であり、避難訓練の実施も大変有用であると認識しております。地区によっては自主防災組織等が個別に避難訓練を実施されておりますが、これまで全町民が一斉に参加する避難訓練はできておりません。今後、できる限り多くの方、子どもからご年配の方まで幅広い世代の方に楽しく気軽に参加していただける防災イベントを企画し、避難訓練を兼ねたものにできるよう検討してまいります。その際は自主防災組織や消防団の皆様にもご協力いただきながら、防災意識と地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「避難所の運営と避難者の把握について」であります。ご質問にあります平成29年の台風21号ですが、避難者数462人、近鉄生駒線法面崩壊や多数の家屋浸水など大きな被害が発生いたしました。当日は、衆議院議員総選挙の開

票作業と重なったこともあり、限られた職員が混乱の中で各避難所で急遽名簿を作成し、対応せざるを得ませんでした。この災害を教訓に、本町ではこれまで災害時の人員体制の見直しや避難所運営マニュアルの作成、防災情報システムの導入など、防災体制の強化を図ってまいりました。

現在、避難所の開設に当たっては、あらかじめ町が定めた様式による避難者名簿をはじめ、防災情報システムの入力端末、感染症対策や救急救命用品等を一式にして、避難所の責任者が避難所へ持参しております。また、避難者の把握については、当該名簿を避難時に記入していただき、随時、防災情報システムを通して災害対策本部と情報共有するとともに、プライバシーにも十分に配慮し、厳重に管理しております。

最後に、「ペットを連れての避難体制について」でございます。ペットの避難は、ペットと一緒に避難所へ避難する「同行避難」と、避難所内でペットと過ごす「同伴避難」とがあります。同伴避難については、アレルギーや騒音、臭いなどの問題もあることから、基本的に本町では同行避難を推奨しております。

なお、本町では同行避難できる避難所としてスポーツセンターを指定しておりますが、同施設は風水害時には原則使用することができません。このことから風水害時においても使用できるペット同行避難所として、昨年度に避難所指定いたしましたF S S 3 5スポーツアリーナを新たに追加する予定をしております。今後、同施設のペット用避難スペースや管理方法を検討し、関係機関や関係部署とも協議した上で、できる限り早期に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

8 番（奥山一臣） 議長。

議長（辰己圭一） 奥山議員、再質問を許します。

8 番（奥山一臣）（登壇） 加地部長よりご答弁いただきまして、私、多分、一般質問し出してから初めて、初めてでもないかもしれませんが、前向きなご回答をいただきまして、ちょっとびっくりしているんですけど、避難訓練に対しては子どもから高齢者までが参加できる、楽しみながら参加できるというところに私はすごくこう、何かわくわくする気持ちを感じております。

一つ提案として、今年の防災の日、9月1日がちょうど日曜日に重なっております。ただ、三郷町として何か防災のイベントがあったわけでもなく、ちょっと私もほかにもおられるんですけど、消防団とか防災士の方もおられますけど、

そういう立場で活動している人間としては少し寂しい気持ちになったので、また、今、運動会の時期とかもずれたので、もし、その辺をちょっと活用してできるような防災イベントがあればありがたいなと思っております。

そして、意地悪な質問の仕方というか、あえて、平成２９年以降の変わった変更点お願いしますという言い方をしたのは、その当時に避難者名簿を作成された職員の方も必死で多分作成され、把握するために作成されたと思うんですけども、何かこうチラシの裏みたいな紙に名簿を作成されて、それも必死にされた中だと思いますけど、ただ、個人情報保護の観点からそういうのも含めて住民の方からお声があったので、その後、今の避難マニュアルを作成して、避難者の名簿もマニュアルに沿って作成していただいて、端末を打ったら本部で把握できるような形をつくっていただいているというのは、個人情報保護の意味もそうですけど、要支援者の避難に対しても多分すぐに対応できるような、民生委員が例えばその把握しているような方が逃げているかどうかをその場で確認できて、助けに行く一助にもなると思いますので、また、その辺もそのときに来ていただいた住民の方には今こうしてやっているということをお伝えしたいと思います。

そのときにまた、ペットを連れて逃げなかった方もおられたんです。犬も家族やからほって逃げられへんという住民の方の意見もあったので、重要な意見、質問させていただきました。それについても早急にＦＳＳ３５、そのような形でペット同行で避難できるような形の避難所にしていただけるということも、今後住民の方にもしっかりとお伝えしていきたいと思います。

要望としまして、防災に対してではないかもしれませんが、少なくとも防災に関しては消極的ではなく、今まで以上に積極的に取り組んでいただけたらと思うことをお伝えして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（辰己圭一） １問目の質問は終了しました。

８番、奥山一臣議員の質問は以上をもって終結します。

２番、吉村今日子議員。一問一答方式で行います。

２番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

２番（吉村今日子）（登壇） 議席番号２番、吉村今日子です。「エアコンの購入設置などに助成を」について質問させていただきます。

近年、気候変動による地球温暖化で記録的な猛暑、命の危険が迫る暑さが続い

ています。室内で熱中症となり死亡するケースも発生しています。総務省の昨年、2023年の熱中症による救急搬送情報によると、熱中症で救急搬送された人は9万1,467人、発生場所は住居が3万6,541人と39.9%と最多です。今年2024年の熱中症による救急搬送者数は、速報値で4月29日から8月25日の累計で8万3,238人となっています。昨年に続いて多くなっており、地球温暖化の影響で今後も熱中症になる方が増えると思われます。

熱中症の予防にはエアコンを適切に使用することが大切ですが、生活困窮世帯ではエアコンの設置が難しい、電気代を心配して使用を控えるといった話も聞きます。そんな中、エアコンの購入費を助成する自治体が増えています。

奈良県でも生駒市がエアコンが1台もないか、故障などでエアコンが1台も動かない生活保護利用世帯に対し、10万円を上限に全額補助を6月に発表しました。そのほか加古川市、泉佐野市、焼津市などが行っており、その対象は生活保護利用世帯や住民税非課税世帯、高齢者、障がい者がいる世帯、未就学児がいる世帯、18歳未満の者を養育しているひとり親世帯など、自治体によりさまざまです。

助成の方法はいろいろとありますが、三郷町に適した方法でエアコンが使用できるよう、購入や電気代の補助などは考えられないでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、吉村議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、気候変動の影響による熱中症の危険性が非常に高まっております。昨年の夏は観測史上最も暑い夏と言われるほどの猛暑でしたが、今年はそれ以上に暑い夏となっており、「地球沸騰化」の時代に入っているとわれております。このような中、厚生労働省は平成30年の生活保護の実施要領の改正により、エアコンの新規購入に関しては一定の要件に該当した場合には支給できると規定いたしました。しかしながら、買換えについては支給の対象となっておりません。

こういった状況を受けて生駒市では、本年6月に生活保護世帯でエアコンが未設置の世帯、もしくは故障して1台も使用できるエアコンがない生活保護世帯を対象に設置費用の助成を発表されました。また、全国では一部ですが、生活保護世帯に限らず、生活困窮世帯や高齢者、障がい者世帯に対し助成を行っている市

町村があります。

本町におきましては、エアコン未設置や故障で使用できなくなった世帯に対して、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を行っております。対象は生活保護世帯や低所得者世帯となっており、上限額５０万円の３年（３６か月）で返済していただく制度となっております。

また、電気代の助成につきましては、三郷町独自で行っておりませんが、国のほうで昨年度から低所得者世帯に対して１０万円の現金給付と、この夏に電気代の補助を全世帯に行っており、一定の助成ができていると考えております。さらに全国的な取り組みとして、熱中症特別警戒アラート発令時には、役場をはじめ町内各施設をクーリングシェルターに指定しており、エアコンが使用できない場合も危険な暑さから身を守るように万全の体制を取っております。

以上のことから、本町では助成金を申請する考えは考えておりませんが、猛暑による熱中症の危険性が年々高まっていることから、予防対策を広報やＳＮＳ等で啓発し、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

２番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員、再質問を許します。

２番（吉村今日子）（登壇） 最新の情報では、国民年金受給者、満額では月６万６，０００円、また厚生労働省の厚生年金保険、国民年金保険事業の年報によりますと、女性の平均年金受給月額約９万円から１０万円、男性で１６万円前後と言われています。そこから国民健康保険税あるいは後期高齢者健康保険料、介護保険料などで３，０００円から５，０００円引かれる形になります。ひとり暮らしの高齢女性から、年金が少なく電気代が心配、熱中症も怖いけれど、そうすると食費を削るしか、そういった声をお聞きしました。

国の電気・ガスの補助金制度などもありますが、物価高騰で食料品も値上がりしています。生活福祉資金貸付制度のお話もありましたが、一体どれぐらいの方がご存知なののでしょうか。本来は国が憲法２５条でうたわれている健康で文化的な最低限度の生活を保障すべきかもしれませんが、既に助成を行っている自治体もあるので、地方自治体の本旨にのっとり、住民福祉の増進を図る観点で住民の生活を守るべきではないでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。吉村議員の再質問にお答えさせていただきます。

エアコンの設置につきまして、内閣府の消費動向調査によりますと、全国のエアコンの普及率につきましては、令和6年3月末時点で2人以上の世帯で92.5%となっており、この普及状況からエアコンにつきましては、基本的には住民の消費生活の工夫の中で購入できるものと考えております。また、低所得者世帯や高齢者世帯等につきましては、先ほども申し上げましたが、無利子または低利子で利用可能な社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付制度を活用することができます。また、この制度につきましては、社協と連携しながら、住民さんに周知徹底できるように、また広報等を通じて、社協だよりを通じて周知してまいりたいと考えております。

また、現在のところ、役場窓口におきましても、エアコン設置助成や電気代助成についての問合せは町としては今のところございません。こうしたことから本町といたしましては、エアコンの設置につきまして、助成は考えておりませんが、特に高齢者の方はやっぱり暑さを感じにくさとか、そのような特徴がございますので、引き続き、熱中症予防の観点から住民の方への働きかけにつきましては、関係機関と連携し、啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

2番（吉村今日子） 引き続き、2問目の質問に移らせていただきます。「業務委託の際の個人情報の取り扱い・保護について」質問いたします。

今年5月、自治体などから印刷業務などを請け負っていた業者がサイバー攻撃を受け、個人情報の流出被害が明らかとなりました。自治体業務の民間委託は行政サービスの質の向上やコストの削減などのメリットもありますが、個人情報の流出はプライバシーの侵害など、個人の利益や権利の侵害につながります。

総務省の個人情報保護委員会は、個人情報の取り扱いを委託する場合は、安全管理措置としてサイバーセキュリティ基本法で掲げられた基準を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項を盛り込んだ上で定期的な検査を行うなど、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことを求めています。

三郷町では民間業者への個人情報を含む業務委託や契約はあるのでしょうか。あるのなら、委託する業務の内容はどんなものでしょうか。また、委託する際の個人情報取り扱いについての取決めはありますか。そのほか、個人情報保護漏えい防止のため対策、手だてはどのようにしているのでしょうか。三郷町の状況を教えてください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、吉村議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、複数の地方自治体において、外部委託業者からの個人情報漏えい事案が発生しており、実効性のある「外部委託業事業者の管理」の徹底が喫緊の課題となっております。議員ご質問の「民間業者への個人情報を含む業務委託契約はあるのか」についてであります。議員が事例で紹介された印刷業務などにつきましては、個人情報をデータで業者に提供するのではなく、本庁職員が臨時処理を行うことから、個人情報データを業者には提供することはございません。しかしながら、その印字後の印刷物を製本や封入作業などの業務として紙ベースでは提供しております。

また、医療における個人情報データを分析する業務の委託など、個人情報データを民間事業者へ提供する業務委託契約はございます。このような個人情報を取り扱う契約に際し、個人情報漏えい防止の対策といたしましては、契約締結時に作業場所や作業従事者の特定、データの適切な管理、再委託の制限などが明記された個人情報の取り扱いについての条項である「個人情報取扱特記事項」を取り交わすことで、民間事業者の個人情報の取り扱いを厳しく制限し、個人情報の保護を徹底しております。

また、職員に対しましては、三郷町セキュリティ対策基本基準を定め、個人

情報のみならず、全ての情報資産に対して職員が遵守すべき事項を徹底するとともに、外部委託先の選定基準などを定めているところであります。

そして、事業者の選定に当たっては、個々の契約書で委託する業務内容をしっかりと明記し、他の団体での導入実績を確認するなど、信頼のある事業者を選定することとしております。また、戸籍や住民票、税など機微な個人情報に詰まった住民情報システムを扱う業務については、基本的に本庁電算室で作業をさせ、個人情報データを庁舎外に持ち出すことは認めておらず、やむを得ず持ち出す必要がある場合には、情報セキュリティ管理者である担当課長の許可を得なければなりません。また、万が一の情報流出に備えて暗号化やパスワードを設定するなどの対策を実施することで、個人情報漏えいには二重三重の防止対策を施しております。

今後におきましても、本庁といたしましては、国の動向や情報化の促進を鑑みながら、ハード的なセキュリティ対策はもちろん、個人情報を扱う職員のセキュリティ意識を高めるため、定期的にセキュリティ研修を実施するなど、個人情報漏えい防止対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2 番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員、再質問を許します。

2 番（吉村今日子）（登壇） 個人情報の漏えい防止のために数々の対策を講じていただいていることがよく分かりました。デジタル化は業務の効率化やコストの削減などメリットも大きいですが、その反面、データの複製やコピーも容易に行うことができます。デジタル技術の発展も目覚ましいですが、それと同時に、ハッキングやコンピューターウイルスなど、サイバー攻撃も巧妙になってきています。

個人情報は一度流出されれば被害を回復することは難しく、プライバシーの侵害やはたまた犯罪に使われる可能性もあります。現在の対策で安全なのか、常に検証し、住民のプライバシー保護、個人情報保護に努めていただきたいと思います。

議長（辰己圭一） 2 問目の質問は終了しました。

2 番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩します。再開 2 時 3 5 分。

休 憩 午後 2 時 1 6 分

再 開 午後 2 時 3 5 分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1 番（神崎静代）（登壇） 議席番号 1 番の神崎静代でございます。それでは、まず 1 問目、「災害時のトイレ設置について」質問いたします。

災害時には水や食料と共にトイレ・衛生対策が重要です。水、食料はある程度我慢できたとしても、排せつは我慢することはできません。過去の震災ではトイレに行く回数を減らすために水分を控えたことで慢性的な脱水症状となり、その結果、下肢静脈血栓がでやすくなることが指摘されました。エコノミー症候群となり死亡に至ることもあります。大きな災害が起きると、水洗トイレが使えなくなり、公衆衛生の悪化による感染症の蔓延にもつながります。避難所は多くの人が共に生活する場となるため、トイレ・衛生対策はとても重要です。能登半島地震でもトイレ環境の悪化が深刻でした。災害時のトイレ対策は命と尊厳を守るための対策ではないでしょうか。

内閣府は 2016 年、平成 28 年 4 月に避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを作成し、避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレの確保と管理について指針を示しています。ガイドラインでは災害時のトイレ設置の基準は 50 人に一つ、女性用対男性用の割合は 3 対 1 が理想的であるとしています。

最近は携帯トイレや簡易トイレ、マンホールトイレなどいろいろな種類があります。それらをどのような組合せで選択するかはライフラインの状況、設置場所に加え、災害発生からの時間の経過、使用者の自助、避難所の設置等の条件により適したものを選ぶべきであるとしています。うまく組み合わせて使用することが必要だと思います。

三郷町ではトイレについてどのように考えていますか。よろしくをお願いします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の 1 問目のご質

問にお答えさせていただきます。

一般的に大きな災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、避難所等においてトイレの不衛生が原因で不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらい、水分を控えるなどによりさまざまな健康障がいを引き起こす恐れがあると言われてしています。

議員ご指摘のとおり、災害時のトイレ問題は避難所運営において最も重要な課題の一つであると考えており、これまで整備を進めてきたところでございます。

本町の災害時トイレの整備状況であります。まず、約1万回分の簡易トイレに加え、段ボールトイレを約500個備蓄しております。次に、公共下水道接続型マンホールトイレが三郷中学校に6か所、三郷中央公園に8か所、くみ取り型（貯留型）のマンホールトイレを三郷中学校に4か所、東信貴ヶ丘自治会館横に4か所、三室第3児童公園に6か所の合計28か所を設置しております。

内閣府のガイドラインによりますと、災害時の避難所におけるトイレの設置基準は約50人当たり1基とされておりますが、現在は地域の実情に応じて1基当たり50人から100人を目安として、柔軟に設定することが可能となっております。

また、阪神・淡路大震災時、トイレが75人に1基が配備された段階で、苦情がほとんどなくなったとのデータがあることから、本町の最大避難想定人数である6,605人を75人に1基で換算すると、約90基程度のトイレが必要となると考えております。現状でトイレが充足しているとは言えない状況であることから、今後、まずは簡易トイレの備蓄をさらに充実させるとともに、マンホールトイレの増設にも下水道担当部局において本年度に整備計画を策定する予定となっておりますので、防災部局と連携し、次年度以降、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、本定例会で上程させていただいておりますが、町内在住の方から「防災トイレに活用してほしい」との意向で、大変高額なご寄附をいただいたことから、洋式トイレ5基を有する大型トイレカーの整備も進めてまいります。

なお、本町では自主防災組織での簡易トイレの備蓄も推奨しており、令和5年度では自主防災組織育成事業助成金を活用し、各自主防災組織で約2,400回分の備蓄を行っていただいております。また、昨年度に改定し、配布させていただいたハザードマップにも備蓄品として、各家庭において簡易トイレを常備して

いただきますよう啓発をしているところでございます。

今後も災害時のトイレ問題を重要な課題と認識し、公助の観点から町による計画的な整備と自助・共助の観点から、自主防災組織や各家庭への啓発の両輪で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 簡易トイレとか段ボールトイレ、またマンホールトイレも結構たくさん考えていらっしゃるというようなお話もお聞きしました。自主防災組織のこととかあるので、かなり充実しているのかと思いますし、また、奇特な方がおられて、トイレカーの購入も考えているということで、ちょっと明るい話かなと思っております。

ただ、あとマンホールトイレにつきましては、やっぱりきちっと囲いをするとか、原則として男性、女性を区別する。どうしても女性の人の頻度が、普通のトイレでも女性のほうだけば一っと列ができてしまうようなこともあるので、女性用を多く設置する。また、建物内のトイレは障がい者や高齢者、女性や子どもを優先して使用されるといった、そういった点なども工夫についてもぜひ考えていただきたいと思います。

それから、トイレトペーパーや生理用品等の備蓄品や衛生面に配慮した清掃を行うための清掃道具など、トイレ関連備品の確保もしっかり準備しておいてほしいなと思いますけれども、その点についてもお答えをお願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、再質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるように、トイレだけを整備したとて、備品等を充実させなければ何の意味もないようで、その辺をしっかりとこれからもマンホールトイレ、当然囲いがなかったらできませんし、それ以外の備品等もしっかりとそろえていきたいなと思っております。

男女区別であったり、女性が多く使えるようにとあったりというのは、もちろんそのあたりもしっかりと考えた中で今後整備を進めていきたいなと思います。

そして、避難者のストレスが少しでも和らげるように、避難所の衛生面での環境をこれからもしっかりと考えてやっていきたいなというふうに思います。

議長（辰己圭一） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1 番（神崎静代） では、続いて2 問目ですけれども、「災害関連死の認定を行う審査会の設置を」ということについて質問いたします。

一定規模以上の自然災害で亡くなられた方の遺族には災害弔慰金が支給されます。また、災害から何とか避難できても厳しい避難生活などで命を落とした災害関連死の方々の遺族も災害弔慰金の対象となっています。

能登半島地震では、7 月1 日現在、死者は2 9 9 人、そのうち5 2 人が災害関連死ということでした。災害関連死で災害弔慰金を受けるためには自治体や医師や弁護士等を構成メンバーとする審査会で災害関連死と認定されなければなりません。2 0 1 9 年に市町村が審査会設置に努めるよう法改正をされましたが、努力義務のため、審査会設置の条例が整備されている自治体は全国でもわずかです。三郷町も条例がなく、審査会は設置されていません。災害関連死を出さないことが最も重要ですが、しかし、震災が起こってから、じゃ、今から審査会を設置しようというのでは災害関連死の認定に時間がかかり、間に合いません。災害が起きた際に速やかに審査会を開催できるように平時に準備をしていくことが大切です。

三郷町もぜひ設置をすべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、本町の災害弔慰金の支給に関する条例におきましては、主に三つの現金支給を定めております。まず初めに、「災害弔慰金」ですが、これは自然災害で死亡した方に災害弔慰金の支給を行うものです。次に、「災害障害見舞金」ですが、災害により負傷または疾病にかかり、治った後に一定の障がいがある場合に見舞

金の支給を行います。最後に、「災害援護資金の貸付」につきましては、災害により被害を受けた方が生活の立て直しに資することを目的に、家財等の損壊状況に応じて資金の貸付を行います。

議員がご質問の災害関連死につきましては、被災後の避難所での生活環境等が起因となり、後に死亡された際に、それが災害関連死であることが認められた場合に、前日の条例で定めている現金支給の対象とすることができるものです。

認定に関しましては、自治体ごとの審査会において判断されるものとなっておりますが、能登半島地震の際、石川県では複数の市町村が合同で審査会を行うなど、柔軟に対応されていたと伺っております。一方、東日本大震災の際には、災害関連死の認定数について審査地域ごとに乖離があることが問題となりました。仮に本町が大規模災害により被災するような状況下になりますと、本町のみならず周辺地域も同様に被災していることが予想されますので、能登半島地震のケースのように、近隣の市町村と合同で開催される広域の審査会に参加することで、公平な審査、認定が可能になると考えております。

また、奈良県におきましても、石川県での合同審査会のことは認知しており、手法を研究している状況であるとのことですので、県レベルで広域の審査会について進展があれば、本町も積極的に参加していきたいと考えております。

なお、審査会の設置についてですが、国・県に確認いたしましたところ、必ずしも災害関連死の認定において審査会の設置が必要なものではないとのことでした。ただし、災害から数か月が経過した後に、関連死の疑いのある事象が発生した場合、認定に際して医師の知見や弁護士による判断も必要になることが考えられることから、審査会の設置が努力義務とされています。

このことから、本町におきましては、審査が必要なケースが発生した場合、まずは町医師会や顧問弁護士に相談することを想定しております。これにより審査会による認定判断を待つよりもスピード感のある手続が可能であると考えており、現時点では条例での審査会の設置は考えておりません。

最後になりますが、まずは災害関連死を防ぐための取り組みとして、先ほども加地部長からの答弁もありましたが、避難所での生活環境の改善や、命に関わる生活必需品の迅速な調達方法等を検討し、関係部署と連携しながら災害時の対応に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 必ずしも町で審査会をつくらなければならないということではなくて、そういう事例が発生したときに弁護士、医師などで審査会を開かなくても、そういうのを審査して認定する、そのほうがスピード感を持ってできるということと、あと複数の自治体で協力してやれるということ、また奈良県でも能登半島の地震の際のことを受けて、県レベルでどういうふうにしていいか今検討しているというようなお話でしたので、審査会がなくてもちゃんとそういうのが適切に審査できて、ちゃんとそういう人たちに関連死と認定できるというような体制があるということですので、全てがまだ整っているわけではないと思いますけれども、災害がいつ起こるかということを本当に今心配されていますので、何か起こったときには迅速に対応できるように、平時からどういうふうにしていくかということのをしっかり考えていただくようお願いして、2 問目の質問は終わります。

議長（辰己圭一） 2 問目の質問は終了しました。

続きまして、3 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1 番（神崎静代）（登壇） では、3 問目の「補聴器購入制度の補助基準の見直しを」ということについて質問いたします。

以前に、私が補聴器購入の助成制度ということで質問をし、そういう制度をつくっていただいて本当によかったなと思っていましたが、最近、三郷町で補聴器購入の助成ができたので利用しようとしたけれども、両方の聴力が 50 デシベル以上という基準があって利用できなかった、耳鼻科の検査でその方は 46 デシベルだった、マスクをかけている人の話し声は近くても分かりにくい、電話の声も聞き取りにくくなって聞き直すことが増えた、他の人が笑っていても何のことか分からず、後で誰かに教えてもらって分かる、そんなことも増えた、こんなに困っていても補助制度は使えない、最近、助成制度を実施する自治体が増え、三郷町より使いやすい制度にしている自治体がかなりあるということも新聞記事で知った、三郷町も基準を 40 から 45 デシベルぐらいにできないかなというような

相談というか、お声をお聞きしました。

日本聴覚医学会難聴対策委員会というところによりますと、補聴器の装用が適用される基準は中等度難聴、聴力が40デシベル以上になったときとしています。40デシベルの聴力というと、大体通常の会話の声の大きさでも少し聞き間違いが増えてきている。特に1.5メートル以上離れている場合には聞き取れないことがしばしば起きるといった、そういったレベルの聴力となっています。

そういった時期に補聴器を使用する時期としてはその頃に使い始めるのがよくて、これ以上聴力が低下すると、補聴器に慣れるのにすごい長時間、時間もかかるので、そのぐらいの40デシベルぐらいの聴力になったときに装用することが望ましいというふうになっています。早い時期に三郷町のように助成制度を創設した自治体では50デシベルのところが多いんですけど、最近、助成制度をつくったところでは40デシベルといったところが増えていきますので、三郷町でも聴力の基準の変更を検討できませんでしょうか。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、令和4年7月より、身体障害者手帳を取得できない中等度難聴の65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入助成をしております。実績といたしましては、令和4年度は2名、令和5年度は5名の方に助成いたしました。

現在、実施しております補聴器助成の対象者の基準といたしまして、まず一つ目、三郷町在住の65歳以上の方、二つ目として、両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満の方、または一方の耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他方の耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、三つ目といたしまして、聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けていない方、四つ目として耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる方、そして、最後に町税等を滞納していない方を対象に、補聴器1台分2万円を上限に購入費用の2分の1を助成しております。

参考までに、年齢による聴力の変化と補聴器の使用率を見てみますと、45歳から54歳の年代では5.5%の方が聞こえにくさを感じておりますが、9割以上の方が聞こえにくさは自覚されていないようです。55歳から64歳の世代で

は 8.9 %の方が聞こえにくさを感じておられ、補聴器の使用率は 6 %程度となっております。65 歳から 74 歳の年代になると、14.9 %の方が聞こえにくさを感じ、補聴器の使用率は 8.5 %となっており、75 歳以上の世代では 34.4 %の方、およそ 3 人に 1 人が聞こえにくさを感じているそうです。また、補聴器の使用率も 20 %台にまで上がっております。

日本聴覚医学会難聴対策委員会によりますと、議員がご質問のとおり、補聴器を装着するタイミングとしては、中等度難聴、聴力が 40 デシベル以上になったときと言われております。

本町の補助基準は、両耳の聴力レベルが 50 デシベル以上となっておりますが、昨今実施されている市町村の中には、補助基準が両耳の聴力レベルを 40 デシベル以上とされているところがあります。

このことから、今回の議員のご質問の内容を含め、他の市町村の取り組みの内容を参考にし、聴力の基準の変更について早急に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 3 問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は以上をもって終了します。

それでは、9 番、木口屋修三議員。一問一答方式で行います。

9 番（木口屋修三） 議長。

議長（辰己圭一） 木口屋議員。

9 番（木口屋修三）（登壇） 議席番号 9 番、木口屋修三でございます。議長からのお許しをいただきましたので、通告いたしました「道路環境整備について」ご質問をいたします。

町内の道路は道路幅が非常に狭く、狭い箇所が多く見られます。通学の児童・生徒の安全確保や救急車など緊急車両の通行にも支障を来しております。さらに、道路舗装などが老朽化によりひび割れやへこみなど、水たまりができるなどで、歩行者や自転車の通行に十分な安全が確保されてない状況でございます。子ども、高齢者、障がい者全ての人々が安心して通行できる道路環境の整備は大変重要だと考えております。

町の抜本的対策はどのように考えて実施するかをお尋ねいたします。このような状況を踏まえ、道路拡幅などの抜本的対策ができるまでの緊急対策として、道

路幅の狭い道路で雨水排水を行っている側溝には、早急に雨水が取り込める蓋を設置する、さらに道路内に設置されている電柱などの建柱位置を検討して、少しでも利用できる道路幅の拡大を要望いたします。よろしくお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、木口屋議員のご質問にお答えいたします。

議員よりご質問いただきました「道路環境整備」につきまして、現在、本町で実施しております事業につきましてご説明させていただきます。

まず、通学路の安全対策でございます。通学路の点検は、登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が平成２４年に相次いで発生したことを受け、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、毎年、緊急合同点検を実施してまいりました。

令和５年度は７月１３日に実施し、本町での要対策箇所として７か所を指摘され、現在までに全ての対策が既に完了しております。また、令和６年度におきましても、６月２０日及び８月６日に実施し、新たな要対策箇所として５か所指摘され、現在、その対策に向け、関係者と協議しているところでございます。

次に、道路の舗装修繕についてでございます。本町では平成３０年度に全ての町道の舗装路面性状調査を実施し、その結果に基づいた個別施設計画を立て、舗装の修繕工事を実施しております。計画期間は１０年で、「道路のひび割れ」、「わだち掘れ」、「平たん性」を定量的に表したＭＣＩという指標により、劣化の度合いに応じて優先順位を設け、計画的な維持修繕に努めているところでございます。

また、自治会からも要望として、年間４０件から５０件ほどお受けしておりますが、そのうちの約８０％が道路に関する要望となっております。これらの要望につきましても、可能な限り、迅速な対応を心がけておりますが、ご指摘のように町内の道路にはまだまだ対策が必要な「道幅が狭い道路」や「老朽化の進んだ道路」があることは承知しております。

道幅の狭い道路の対策といたしましては、議員よりご指摘のような「側溝蓋の設置」や「電柱の移設」は大変有効な対策ではありますが、その一方、蓋を設置することにより、側溝の清掃がしづらくなり、電柱を移設すれば移設補償費を町が負担しなければならなくなるなど問題点もございます。

本町といたしましては、現在進めている道路事業を引き続き実施していくとともに、道路状況に応じた柔軟かつ効果的な対策を講じ、子どもや高齢者、障がいのある方も含め、全ての人が安心して通行していただける道路環境整備に最大限努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

9 番（木口屋修三） 議長。

議長（辰己圭一） 木口屋議員、再質問を許します。

9 番（木口屋修三）（登壇） 抜本的な対策には、先ほど答弁いただきましたように、いろいろな問題がございます。お金もかかるし、地元の了解を得て拡幅をしなければならぬような問題が多々あると思います。

それで、引き続き、状況に応じた柔軟かつ効果的な対策を講じていただきまして、人が安心・安全に通行できる道路整備の構築を切に要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（辰己圭一） 1 問目の質問は終了しました。

9 番、木口屋修三議員の質問は以上をもって終了します。

それでは、6 番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

6 番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員。

6 番（南 真紀）（登壇） 議席番号 6 番、南真紀です。議長のお許しをいただきまして、「誰もが食べる楽しみをあきらめず生きる為の調理実習の実現」ということで、一般質問をさせていただきます。

小さな子どもからお年寄りまで、今、介護食、嚥下食しか食べられない方がたくさんいます。そして、現在元気な人もいつ普通のご飯が食べられなくなるかは分かりません。食事は人間の 3 大欲求の一つであることは人がどうあがいても仕方ありません。普通の食事が食べられず、家族とは違う介護食であったり、口から食べることが危険で胃ろうを余儀なくされている方もたくさんいらっしゃいます。

三郷町の住民の方でその胃ろうをされながらも毎日活動されている方からいただいた声で、「おいしく楽しく簡単に作れる介護食、嚥下食を教えてくれる先生がいるねん、そんな活動を本格的にされている人、日本ではまだほかにいてないねんて、川端恵理さんという先生で私も NHK で知ってすぐに調べて連絡して、川

端恵理さんから直接教えてもらえるようになってん」と、食べることができるようになった感動を私に教えていただきました。

川端先生はもともと言語聴覚士として、子どもからお年寄りまで病気や生まれ持った障がいなどによって、聞くこと、食べること、言葉やコミュニケーション機能の障がいをお持ちの方に対し、人それぞれ抱える問題や課題を検査し、確認した上で、リハビリテーションや指導をしながら人々の人生の喜びにつながるよう、寄り添い、向き合うという仕事をされてきました。その経験でたくさんの方々から、食べたいけど食べられないという声を聞いてこられ、そのたびにたくさんの工夫を重ね、食べられなかったものを食べられるように、家の味、ふるさとの味、思い出の味、誕生日などの特別の日の食事、そういったものをスーパーやコンビニで見かける身近な食材を使って簡単に時短でできて作り置きもできる調理方法を言語聴覚士のお仕事を通じてたくさんのメニューを作り、記録されてきました。

今度はそれを一般の私たちでも作れるよう、動ける人なら自分でも作れるように、何でも教えてくれる教室を開かれました。誰もが見た目もきれいでおいしそうで香りもいい、体にもいいものを口から食べられる幸せを感じられるよう、一度三郷町でもこういった先生を呼んで調理実習をしてみませんか。

講演会の講師としてお話を聞くだけでも値打ちがあると思いますが、実際、ステーキを焼く香りやお刺身が載っている握りずしなどを作る経験ができたほうが、百聞は一見にしかずです。このような調理にお一人でも興味を持っていただけたら、その方のご家族やご本人もおおいしくいただけて、やる気のある人ならボランティアにもつながるかもしれません。人と人とがつながるレシピを三郷町で学べるようご検討していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰巳圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、介護食とは、かむ力や嚥下機能が衰えた方でも無理なく食べられるよう、特別な処理を行った食事のことで、刻み食やミキサー食、ソフト食などがあります。

次に、胃ろうにつきましては、腹部に小さな穴が開いているような状態で、チ

ューブにさえ詰まらなければ胃ろう用の栄養剤以外にも好きな食べ物をミキサーにかけるなど、ひと手間かけることで食べていただくことができます。

今回ご質問をいただきました、川端恵理先生のホームページを見させていただきました。介護食では見た目をできる限り普通食とは変わらず、容易にかめる・歯茎で潰せる柔らかいご飯、嚥下食では、飲み込みやすい、舌で潰せるムース状、ペースト状のご飯とおかずがアップされており、見た目がとてもきれいに感じました。先生のお料理教室は、かみにくい方や飲み込みにくい方に対し、お一人お一人の食べる機能や嚥下状態に合わせた調理方法が学べる教室で、ご家庭のキッチンでも作れる日常的な献立を中心に、食材の選び方や食材の切り方をはじめ、柔らかく食べやすく、また飲み込みやすく加工する調理方法がありました。

本町では、どれくらいの割合で介護食、嚥下食を必要とされる方がおられるかは把握できておりませんが、高齢者に限って申しますと、やはり、介護食、嚥下食が必要とされる方は施設入所されている方が多く、その方の状態に応じたそれぞれの調理方法が必要であり、誤嚥性肺炎や窒息などにも気を配る必要があるため、ご自宅で介護され、食事を提供することは大変なご苦勞があると考えております。

議員のご質問にあります、「先生をお招きし、住民の参加を呼びかけて調理実習をしてはどうか」についてですが、現在本町では西和7町の医療介護連携で「西和メディケアフォーラム」という組織があり、その中で「口腔衛生・摂食嚥下部会」があります。部会メンバーは歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、言語聴覚士、看護師、ケアマネジャーの専門職で構成されており、名前のとおり口腔衛生、摂食、嚥下に関する内容を検討しております。

このことから、まずは町主催で参加者を広く募って実施するのではなく、西和メディケアフォーラムの中で紹介させていただき、必要性等のご意見をいただき、今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員、再質問を許します。

6 番（南 真紀）（登壇） 今ご答弁いただいて、西和メディケアフォーラムという組織があるとのことで、まずそちらでご意見をいただくとのことでした。広く知っていただくためにとてもよいことだと思います。

川端先生というのは、私も今回の質問するために実際に尼崎のほうまでちょっと会いに行ってきたんですけれども、すごくフットワークの軽い方で、私が実は腰と足を痛めまして、そのときに。こんなんなくなって行っていたんですけれども、その時その姿を見てそんな状況で来てくれはるんやったら、私から三郷町に行ったのに」と言ってくれはるぐらいすごくフットワークの軽い先生で、本当に研究熱心で、しかも動きのいい先生なので、気楽に話もしていただけるということなんです。

そういう方が今度またこういう嚥下食に関しての嚥下フェスというのもまたされるそうなので、またよかったら、皆さんご興味を持っていただけて1人でもご興味を持っていただけて、ホームページか何かで調べていただけたらありがたいと思います。

それで、ぜひこれからも三郷町で実施できるようよろしく願いいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

6番、南 真紀議員。

6番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員。

6番（南 真紀）（登壇） 2問目は、「水道水の安全性について」ということで質問させていただきます。

その前にちょっと訂正をさせていただきたいのですが、先に提出いたしました文章の中で、「W T O」と書いてしまったんですけれども、「W H O」の間違いでした大変失礼いたしました。

それでは、質問させていただきます。我が国日本では蛇口をひねればいつでも安全に水を飲むことができます。その命の水が知らず知らずに汚染されていたというショッキングな報道がありました。岡山県吉備中央町の水道水からP F A S、有機フッ素化合物が検出されたことが明らかになりました。岡山県吉備中央町では安全だとしていた水道水が汚染されていたことに不安が広がっています。

そしてさらに、先月の8月3日には共同通信ニュースで大手メーカー、ダイキン工業の工場が立地する大阪府摂津市の地下水からP F A Sが検出され、京都大学と市民団体が住民やダイキンの元従業員ら1, 190人の血液検査をしたとこ

ろ、約３割で健康リスク増加が懸念される米国指針値を上回る濃度を検出したとの報道もありました。

P F A S、この有機フッ素化合物は自然界ではほとんど分解されず、永遠の化学物質と呼ばれています。水や油をはじき、熱にも強いことから、フライパンや半導体、包装紙など幅広く使用されています。

しかし、人への有害性が指摘され、健康リスクについて、２０２３年１２月、W H O（世界保健機関）は発がん性評価を引き上げています。日本は健康リスクの多くについて、証拠不十分として規制値は定めていませんが、５０ナノグラムパーリットルというこの数字を暫定目標値としています。これは体重が５０キロの人が１日に２リットルの水道水を飲み続けても健康に影響を生じない値としています。

日本の国の食品安全委員会がまとめた文書でも、P F A Sを体内に取り込んだ場合は、脂質異常症、腎臓がん、抗体反応の低下、肝機能に問題、乳児胎児の発育低下、流産・早産など、さまざまな健康リスクを指摘しています。水道水の水源を表流水や地下水、井戸水などとする自治体も多くが実態を明らかにしていません。

神戸市内でも２０２２年１２月、製造されたミネラルウォーターから高濃度のP F A Sが検出され、今年７月に兵庫県明石市議会議員が神戸市に情報公開を請求いたしました。しかし、汚染された地下水はいつから商品化に使われたのか、そしてどれくらいの量が出荷されたのか、そして肝心なのが商品名は何なのかといったことがいまだに何も明らかになっておりません。

三郷町は公式ホームページで水質検査結果、１０項目を公表していますが、P F A Sについての記載はありません。三郷町は住民に対して安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的に、「令和５年２月１日、奈良県広域水道企業団２６市町村と水道事業等の統合に関する基本協定を締結」としておりますが、水道水の水質維持管理についてどのように関わっていくのかお答えください。よろしくお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。南議員の２問目のご質問に回答させていただきます。

有機フッ素化合物、P F A S についてのご質問でございますが、これは炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、代表的なものとして P F O S と P F O A があります。これらの物質の特性としては、耐熱性や耐薬性に優れていることから、主に撥水剤や消火剤、コーティング剤等に用いられており、環境中で分解されにくく蓄積性が高い物質であると言われていています。

報道によりますと、国内では米軍基地や空港、工場周辺の地下水などから高い値の検出が報告されており、排出源としては、有機フッ素化合物含有の泡消火剤を保有・使用する施設、有機フッ素化合物の製造・使用の実績がある施設や廃棄物処理施設、下水道処理施設等があります。

有機フッ素化合物を摂取することによる影響につきましては、国の調査では、動物実験や海外での事例により、継続的に多量に摂取した場合、発がん性や甲状腺異常などの健康影響の可能性が報告されています。しかし、国際的にも科学的見地が不十分であることから、法的な規制値を設定している諸外国はなく、国におきましても、引き続き毒性評価の情報収集、検出状況の把握を進めることとしております。

また、国内での基準値は、令和2年4月に水質基準を補完するための水質管理上留意する項目に位置づけられ、健康への悪影響が生じないと考えられる暫定目標値を「P F O S 及び P F O A の量の和として 5 0 n g / L 以下」と定められています。

議員よりご質問の三郷町における水質検査とその結果の公表についてですが、水質検査は水道法で定められた毎日検査、毎月検査、51項目検査を実施しており、水質基準の基本的性状を示す10項目の検査結果を広報やホームページに掲載しております。

なお、P F A S に関しましては、これらの法定の検査項目には入っていないことから、現在公表しておりませんが、令和元年より町民の皆様へ供給する水道水の全量を県営水道（桜井浄水場）から受水していることから、供給元の桜井浄水場での実施している検査結果の情報を入手し、住民の方からお問合せがあった際は、その都度ご説明申し上げているところであります。

なお、直近の数値は、令和6年6月に検査が行われた結果、4 n g / L であり、国の暫定目標値に対し10分の1以下と大きく下回る数値となっておりますので、安心してお使いいただきたいと考えております。

なお、県水におけますP F A Sの検出結果につきましては、今後、県のホームページで掲載を予定していると聞いております。

最後に、本町における今後の水道事業につきましては、本議会にも上程しておりますが、令和7年4月より県及び26市町村1組合により奈良県広域水道企業団として水道事業を統合し、県の浄水場や水質の検査機関も同一組織となる予定です。本町もこの組織の一員として参加し、事業統合による効果を最大限活用し、安全・安心な水道水を安定的に皆様にお届けできるよう、水質に関する情報提供のほか、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

6番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員、再質問を許します。

6番（南 真紀）（登壇） 今ご答弁いただいたように、直近のP F A Sの数値というのが4 n g / Lということで、日本の暫定目標値の10分の1以下ということで安心はしました。でも、ゼロにはならないんだなというのはちょっと実感しているんですけども。

世界に誇れるほどの日本の水道水ですから、安心はせず、ぜひ三郷町民を守るために桜井浄水場の水質を企業団でしっかりこれから見張ってください。そして、テレビやSNSなどの情報により、住民の方々も私たちの地域は大丈夫なのかという不安が尽きません。住民からのこういったお問合せにはしっかり応えてあげていただくよう、ぜひよろしく願いいたします。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

6番、南 真紀議員の質問は以上をもって終結します。

3番、南田善紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3番（南田善紀）（登壇） 議席番号3番、南田善紀です。議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

ユーチューブで公開されるようになり、私も見たよと、お声がけをいただくことがあります。その中で質問よりもその前の一言がよかったよとか、今回いまいちやったなとか言われて、非常にハードルが上がっております。一言とあわせて、

質問にも注目していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、1問目、「日本語学校生徒の定住促進について」質問させていただきます。全国的に人口減少が課題となっており、三郷町についても例外ではなく、超高齢化社会に突入した日本で働き手を確保するのは未来に向けて喫緊の課題であります。また企業視点からも働き手不足が深刻であり、特に若い働き手を確保することは至難の状況となっております。

昨年、ハウディ日本語学校が三郷町内にできたことにより、毎年一定の人数が海外より三郷町に訪れる状況となり、この学生たちは入学後、主に立野地域で暮らしております。卒業後の予定は個々にそれぞれの思いがありますが、多くの学生は日本で就職することを望んでおります。

そこで、卒業後は地元、できれば三郷町で就職してもらい、そのまま三郷町に定住してもらうことがこれからの三郷町にとって必要ではないかと考え、三郷町定住促進を提案するものです。学生たちは日本語を学ぶために母国を離れ、三郷町に来ており、もちろん日本語を生かした活動をしたいと考える人が多数を占めております。

まずは町内の各事業所に協力を依頼し、インターンシップなどの経験をしてもらいます。例えば、のどか村や信貴の湯、また介護の学習を希望する学生も多いと聞くため、万葉荘園やちいろば園など協力してくれる事業所で、日本の働き方を学び、できれば仕事の魅力も感じてもらいたいと期待しております。

その中で三郷町で働き続けたいと言ってくれる学生を採用し、三郷町に定住してもらえればと考えております。また、毎年増える外国人の相談先が日本語学校しかない現状があり、トラブルがあった際にしっかり話を聞くことも難しい案件が起こっております。三郷町役場でも数名の日本語学校学生を採用し、外国人の相談受付業務や文化に対して互いにヘイトがないよう調整役を担ってもらえかどうかと考えております。

さらには、信貴山やおもちゃ美術館など、海外に三郷町の魅力を発信していくことにより、京都や大阪だけではなく三郷町にも観光をしに来たくなるような海外へのアピールを積極的に行っていただけるのではないかと期待しております。住居の問題や買物などの問題、地域との兼ね合いなど、さまざまな課題はありますが、現状を考えれば、この風を追い風として、一歩前に進まない手はないと考えております。町としての意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

F S S 3 5 キャンパスでは、令和5年10月に「ハウディ日本学校奈良校」が開校いたしました。現在はネパールやベトナム、バングラデシュなどから合計87名の留学生が通学しており、その大半の学生が町内に在住しております。このうち、昨年10月に入学した52名の学生が来年3月に卒業する予定と聞いております。日本学校に通う学生の多くは、日本で働くことを希望しておりますが、日本語教育機関における勉学を目的とした「留学」の在留資格で日本に滞在しており、日本語学校の学生の場合、その期間は最長で2年間とされております。日本では外国人が就労可能となる業種が限られており、「就労」に関する在留資格を取得するには、日本語能力や資格など、その業種ごとに上限が定められております。日本語学校の学生は地元で高校卒業後、日本に留学してくる方が大半で、日本語学校を卒業後すぐに就労に関する在留資格を取得し、日本で就職することができません。

そのため、次のステップとして、日本での就労に向けて必要となる専門的な知識を習得するため、大学や専門学校に進学し、「留学」の在留資格を更新するケースが多いようです。

F S S 3 5 キャンパスでは、社会福祉法人檸檬会が5号館で介護福祉士の専門学校を計画しており、令和7年4月の開校に向けて準備をされております。日本学校の留学生の進学先としては幅広い分野に及んでおりますが、介護の分野も人気が高く、新たに開設される介護福祉士の専門学校も、留学生の次の進路としての受皿となるよう考えられているようです。

ハウディ日本語学校の場合、学生は卒業後、三郷町内の寮を出て進学先の学校の近くに居住することとなり、さまざまな地域に転居することが想定されますが、F S S 3 5 キャンパスに開校する介護福祉士の専門学校に進学する場合、引き続き三郷町に居住されることが期待できます。

町内には介護施設も多くあり、人材の確保は課題となっていることと思われます。優秀な人材を確保したい施設側と日本で働きたい外国人をうまくマッチングできるよう支援し、定住人口の増加につなげていければと考えているところでご

ざいます。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員、再質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 今、加地部長からご答弁をいただきまして、改めて私が質問させていただいた問題点、その四つをまず説明といいますか、ちょっとかみ砕いてもう一度改めていきたいと思います。

1 点目、人口減少と少子化について、これは今日本がどのような状態に置かれているかを説明する必要もないぐらい、もう皆さん感じておられるでしょう。その中で海外から毎年 50 人、80 人という方がこの三郷町にやってきます。そして、出生率でも、皆さんご承知のとおり、日本は今 1.2、かなり下がってしまって、子どもをなかなか産んでいただけないという状況があります。今、日本語学校に通っておられる多くのネパールの方、ベトナムの方、バングラデシュの方、おおよそ誤差はありますが、2.1 で推移しております。この方たちの国の文化を考えれば、40 人の方がもし定住していただければ、これが子どもを産んで 50 人、60 人というような人口増になっていくことが期待できます。

また、海外の方同士のペアではなくて、日本の方をパートナーとして、その中で定住して生まれていく子ども達、文化の違いというのを受け入れて、多文化を受け入れていくようなそういった町になっていくことを期待しております。

2 点目としまして、加地部長からも答弁いただきましたように、人材不足、働き手不足ということが深刻になっております。特に介護分野に関しては深刻になっており、働いてもらえる人が少ないというような現状があります。

そこで今ご答弁があったように、次のステップとして介護学校というところで学習して、働き手を確保していくというようなことは非常にありがたい施策になるかと思います。介護学校を通っている間に三郷町としてはどのように彼らに定住していただくか整備していく、これがこれからの課題になっていくのではないかと思います。

続いて、3 点目なのですか。私から質問があったように、外国人を伴ってのトラブルというのが非常に私の耳でも聞いてきます。また、三郷町役場にも苦情もしくは問合せが来ているかと思います。アパートやマンションに関しては当事者が出ていかなければならないというような現状も起こっております。そういった

調整役が日本語学校では現在不十分な状況になっています。彼らは母国を離れて、この三郷町で住んでおります。これも今三郷町の住民です。これに対してどのようなケアをするか、どのような対策を講じるか、これから三郷町には問われていくかと思います。

そして、四つ目です。この三郷町の魅力のPRです。この三郷町に限らず、自治体はPR、アピールがとにかく下手くそ、とにかくいろんなことを受け入れるのに発信していくというのが苦手であると感じております。これらの3番、4番の課題というのを解決するために、三郷町でも外国人の採用というのはどうですかというようなことで質問させていただきましたが、今回、1度目の答弁ではその回答がなかったので、改めてそれについてお答えをしていただきたいなと思います。

また、なかなか役所で海外の人を採用することは難しいということであるならば、3番目の海外の在留をされている外国人の方へのトラブルに対して窓口になっていく方法、また解決に導いていく方向、これらを考えていただいて、案として提案していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。今いろいろおっしゃっていただきました。その中でまず町職員としての雇用といったものでお答えは控えさせていただいたんですけども、まず、在留資格というところの問題がありましたので、ちょっと無理なのかなというところで答えはなかったんですけども、実際のところそういった問題から困難であるかなと考えております。

ただ、つなぎで、何とかそのあたりを先ほどお話しのように、介護職であったりというところのつなぎ役として何とか三郷町にとどまっていていただけるように、つなぎ役としての役割を果たしていきたいなというふうには考えております。

そしてまた、トラブル、苦情等というところの解決方法なんですけど、今現在ちょっと今案はございません、確かに。そのあたりにつきましてはそういう調整役的なところで間に入る、何とかして入る場面をつくっていききたいなというところで、実際のところ、交流の場面というのは今つくっていています。

例えば、文化祭にも今度一緒に参加していただいてであったりとか、あとは今

回、大和川フェスティバルにも参加していただいたのではないかと思います。そういった交流できる場面を積極的にもう少し増やしていったら、トラブルのないように、そしてまた皆さんが交流する、多文化と交流する場面を積極的につくっていききたいなと、そういうところで解決策を見いだしていききたいなというふうには考えております。

以上です。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再々質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 改めて3点目のことに関して理解をいたしました。そのように調整役、今現状はないというようなことですが、彼らも三郷町で住んでいた住民です。何とかマンションやアパートを追い出されるというような、こういうような事態というのは本当に生活に関わってくるかと思えます。こういったことのないように早急に対策というのを考えていただきたいと思います。

そして、私、質問の最後に申し上げましたが、この追い風というような風をちょっと感じていただきたいなというふうに感じております。どういうことかといいますと、このコロナ禍を明けて、海外からは日本はとても注目の国となり、海外旅行客というのがたくさんやってきております。特に人気なのが京都や大阪、こういったところが人気で集まっており、奈良公園も若草山であったり、東大寺であったり、季節を問わずたくさんの外国人というのがやってきております。

その中でハウディ日本語学校というのは、これに合わせてできたわけではなくて、三郷町には海外の若者たちが図らずとも来ました。これが追い風だと、私は思っています。そのまま見過ごせばただのそよ風、これに乗っていかない手はないかと思っているんです。どういうことかと言いますと、先ほど言いました、海外へのアピール、PR、これができれば三郷町の魅力というのは伝わっていくのではないかと考えております。

例えば、龍田大社、こんな四季を通じて美しい神社、大社、近隣にありますでしょうか。信貴山のどか村のような味覚が利用でき、子どもも大人も楽しめるような自然公園がこの近隣にあるでしょうか。バンジージャンプの体験をできるところ、また天然温泉が入れてサウナを楽しめるような施設、そして隣の町のものでもあります、あの大きな首を振る振り子の虎の前で写真を撮りたいなと思うようなこの気持ち、僕が観光客の気持ちになったら十分よく分かります。

さらには、この春にはおもちゃ美術館ができます。だからこそ、この追い風に乘っていく、この感覚が必要なんだと思います。今やありがたいことに海外の方たちが魅力を持って発信していけば、いわゆるバズる、自然と波紋のように広がっていきます。ぜひ、今採用ではなくハウディ日本語学校の方たちが三郷町に住んでおられるので、この魅力を発信していくというような協力、連携というのをいま一度検討していただいて、ぜひ、この追い風に三郷町も乗っていったきたいなというふうに思っております。このお願いをして、一つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（辰己圭一） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。

3 番、南田善紀議員。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3 番（南田善紀）（登壇） 失礼します。「友好都市、埼玉県三郷市と長野県安曇野市との交流及び住民の旅行支援について」質問いたします。

三郷町では、昭和 61 年より埼玉県三郷市と長野県安曇野市の両市と友好都市交流を深めております。さらに互いのまちのよさを住民が知る機会を持てるよう、3 市町による旅行などの助成を提案いたします。言うなれば、3 市町 G o T o トラベル事業です。

例えば、三郷町民が三郷市や安曇野市へ宿泊する場合には、1 人 1 泊につき 3, 0 0 0 円の助成、お土産代として 1, 0 0 0 円、食事代として 1, 0 0 0 円の合計 5, 0 0 0 円を助成する。これは三郷市や安曇野市の市民が三郷町へ旅行に来た際も同じように、1 人 1 泊につき 5, 0 0 0 円を補助して、行政に負担してもらうといったものです。

皆様もご承知のとおり、コロナウイルス蔓延により停滞した経済の起爆剤となるよう、国が打ち出した G o T o キャンペーンは大きな反響を呼び、旅行事業だけではなく、G o T o E a t や G o T o イベントなど、さまざまな施策が打ち出され、人の流れを再び動かすきっかけとなりました。

現在、G o T o キャンペーンは終了しましたが、独自に旅行支援を行い、地元の活性化を推進する事業が各地で行われております。例えば、奈良県では奈良県山村応援旅行割を行っており、全国の旅行者を対象として、下北山村、上北山村、

川上村の3村が宿泊する方を対象に宿泊費の50%を助成し、地域で使えるクーポンを3,000円分付与しております。

担当者に話を聞くと、事業途中なので詳しい利用者数などとは言えないが、大きな反響をいただいている、本来、閑散期であるが満室の宿が出ており、観光客が増えている時間があるとの回答でした。

今回、私が提案した事業は3市町によるものなので、全国を対象とした事業とは規模が違いますが、三郷町民、安曇野市民、三郷市民、それぞれに魅力を持てるようなものではないかと考えております。三郷町民の視点で考えた際に、安曇野市は自然豊かな地域であり、夏はラフティング、冬はスキーなど体験できるアクティビティが多数あり、大自然や温泉を満喫できるととても魅力的なスポットです。

三郷市はお祭りや花火大会など楽しめるイベントはもちろん、首都圏からも近く、さいたまスーパーアリーナからアクセスのよい地域であるため、イベント参加の拠点として利用したいまちであると思います。

三郷町の利点としては来年には大阪万博を控え、大人気の京都観光やUSJなどへもアクセスがよく、関西へ旅行へ行く際の拠点として利用してもらいやすく、三郷町自身も魅力がたくさんのもちであり、これまで訪れたことのない人に来ていただき、三郷町の魅力を知っていただきたいと考えております。

私の提案としては、三郷町独自で行うものではないため、ほかの自治体はどのように考えるかやどの費用をどの自治体が助成するかなど課題は多くあると考えておりますが、これまでお互いに行き来することが少なかった住民がこれをきっかけに行ってみようとの思いを持ってもらえるのなら、新たな人の動きをつくると考えました。

先ほど申し上げましたように、課題はありますが、ぜひ三郷町が主体となって三郷市、安曇野市に呼びかけ、3市町GOTトラベル事業を実現していただきたいです。3市町、GOTトラベル事業について町のお考えをお聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

G o T o トラベル事業は、新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けた観光需要を喚起するため、令和2年7月から観光庁が実施した施策で、その経済効果は波及効果も含めると3.7兆円とも言われ、大きな成果がありました。また、コロナ禍以降の直近では、国道169号線の崩土により影響を受けている県内3村、下北山村、上北山村、川上村の観光需要を喚起するため、「奈良県3村応援旅行割」を行い、宿泊費の助成や地域で使用可能なクーポン券を配布するなど、大きな反響を得ていると聞いております。

今回、議員ご提案の友好都市である埼玉県三郷市と長野県安曇野市との交流及び住民の旅行支援であります。議員もご指摘のとおり、三郷市、安曇野市の両市に対して予算の確保を含め、協力が得られるかどうかという大きな課題がございます。アイデアといたしましては、友好都市関係である3市町の魅力をそれぞれ住民の方々に知っていただく機会としては、大変有効であり、各市町の観光事業者の活性化にもつながる取り組みであると考えます。

しかしながら、先ほども申し上げますとおり、両市への協力に加え、助成対象者が3市町の住民に限られることから、果たしてどの程度の需要と経済効果を得られるかについて見通しを立てるのが難しいと感じております。また、本町であれば、お土産店、飲食店といった観光に携わる店舗数はそれほど多くありませんが、三郷市や安曇野市であれば相当な数があると想定されます。それらの施設や店舗への協力依頼や換金手続に係る事務手数料等の負担を考えますと、予算規模にもよりますが、費用対効果の観点からも、現時点では実現は非常に難しいのではないかと考えております。

本町といたしましては、まず3市町の魅力をそれぞれの住民に積極的に発信していくということが大切であると考え、例年11月に開催される「信州安曇野食の感謝祭」や「三郷市産業フェスタ」などの機会を通じて、本町の観光資源の魅力を積極的に発信してまいります。そして、本町で実施されます町民文化祭では、三郷市、安曇野市、両市の魅力を存分に発信していただき、このような活動を3市町で工夫し継続することにより、住民の友好都市に対する認知度が上がり、自然と行き交っていただくようになることが理想的ではないかと考えます。

このことから、今般議員よりご提案いただきました旅行支援につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 今ご答弁いただいた中で、有効であるというふうなふうに答弁いただきました。これを踏まえて、私から再度伝えたいこと、大きく 2 点伝えたいと思います。

1 点目は、私が伝えたように、課題はたくさんあるかと思います。しかし、有効であるというふうに感じるならば、三郷町で有効であるならば主体となって進めていっていただきたいなと思います。三郷町に有利であるならば、相手のことを気遣ってできない、やらないというのは、これはいかがなものかと思います。意外と提案してみたら、おお、いいじゃん、やろうよ、やろうよというようなことも起こっていくかと思います。もしくは自分たちに有効なのだから、それに進めていくような話合い、進めていくような方向性、こういった感覚を持っていたいただきたいなと思います。

さらに 2 点目です。目的と手段の話になります。先ほど、澤副議長が 3 問目に質問されたとおり、三郷町ではこれから観光にかじを切っていく必要があるかと思います。さらに、大阪万博ができ、この関西が注目される中、三郷にもおもちゃ美術館ができます。先ほどの追い風の話ではないですが、たくさんの人を三郷町に呼び込みたい、これはみんなの願いであるかと思います。目的は三郷町にたくさんの人を来てもらって、三郷町の魅力を知ってもらい、そして観光資源として豊かになっていく、これが目的です。

私が今提案した G o T o トラベルというのは手段の一つに過ぎません。ぜひ、難しい、これからの検討だけではなく、今できることの中から、来年春にある二つの大阪万博、おもちゃ美術館、これに合わせて手をこまねくのではなく、主体的な事業、主体的なできることというのを提案していただきたいなと思います。この提案や今できることについて、いま一度、ご回答をお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 南田議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

今、2 点いただきました。まず 1 点目の課題が有効ならば、三郷町主体でとい

うことでお話しいただきました。友好都市の関係ですけれども、今までそういう友好都市担当者とか、今はもう防災担当者で定期的なその担当者会議は開かれております。かつては広報担当者であったりとか都市計画の担当者での交流というのもあったふうに聞いております。実際、また文化財の担当で交流もあったということでも聞いております。

三郷町主体でというところで、今こうやって議員のほうからご質問いただきました。そういった状況も踏まえて、先ほど私が回答しましたいろんな場面で観光に携わる担当者の交流はありますので、そういった機会をとらまえて担当者の情報交換であったりとか、そういう交流というところ、今後働きかけていきたいというふうに考えております。

これまで以上に、2問目のところで二つ目のご意見をいただいたところでも、情報発信ということで、先ほども追い風ということでおっしゃっていただきました。大阪万博、おもちゃ美術館に関しましても、これからやっぱり情報発信をしていかないといけません。今ちょうど日本遺産の亀の瀬龍田古道の部分で、いろんな事業の展開もこれからも考えているところがございます。そういったところも含めて、しっかり情報発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再々質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 今、安井部長からご回答あったように、いろんな手法で、とにかく繰り返しディスっているわけではないですが、PRが下手くそなので、下手な鉄砲ではありませんが、鉄砲ということはないですね、いろんな方法でアピールして行って、何かが当たるのが今の世の中のような気がします。積極的にいろんな方向でおもちゃ美術館、この三郷町の魅力というのを発信していただいて、その中でどうやってこの三郷町に来ていただくか、来てもらったら分かるんですよ。面白いところがいっぱいある、すてきなところがいっぱいある、思わず写真撮ってあげたくなる、そんな場所がたくさんあります。そういったところをぜひ発信していただいて、たくさんの人を呼び集めて活気ある三郷町というのを思い描きながら施策を進めて行っていただきたいと思います。このお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

3 番、南田善紀議員の質問は以上をもって終結します。

ここで皆さんちょっとお尋ねいたします。残り一般質問一つでございますけども、皆さんトイレ休憩は大丈夫ですか。問題ないようですので、続きまして、通告順 9 番、私、辰己圭一の質問でございますので、副議長と議長の職務を交代します。

それでは、澤副議長、議長席にお着きください。

副議長（澤 美穂） これより議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12 番、辰己圭一議員。

12 番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 辰己議員。

12 番（辰己圭一）（登壇） 議席番号 12 番、辰己圭一でございます。それでは、議長の職務を代行していただいております副議長のお許しをいただきまして、この時間は 1 議員として、通告書に基づきまして、「歩きたばこ及び路上喫煙の防止に係る条例等の制定について」質問をさせていただきます。

三郷町では、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました三郷町美しく住みよいまちづくり条例により、清潔で安らぎのある生活環境を確保することを目的としており、この条例の中で空き缶、チューインガム、紙くず、廃プラスチック類をはじめ、たばこの吸い殻を含めたポイ捨て禁止を規定しております。また、クリーンキャンペーン等を通して、大和川や信貴山の清掃をはじめ、各地域の住民が中心となって、自治会内等の清掃美化活動を継続的に行い、マナーの向上に取り組んできました。

これらの取り組みによりポイ捨て防止には一定の効果があるものの、ポイ捨てごみの中でもたばこの吸い殻が目立ち、そのほとんどが歩きたばこによるものだと考えられます。私も毎日たばこを吸いますが、大半の喫煙者の方はしっかりとルールを守って設置された灰皿や携帯灰皿に吸い殻を捨てておられます。しかしながら、一部の人々によって町内の駅周辺や公園、道路、道路の側溝、田畑にまでたばこの吸い殻等の散乱が見られております。

具体的に例に挙げますと、JR 三郷駅前のロータリーは、これ、定期的に地元消防団やボランティアの方が清掃をしていただいておりますけれども、その後すぐにたばこの吸い殻を捨てる方がおられ、かなりの吸い殻が散乱していることが

あります。また、米を育てている田んぼに吸い殻が捨ててあったり、道路や溝に捨てた吸い殻が雨が降った場合、田んぼに流れたりします。

先日、米の苗が植えてある田んぼでカエルがたばこの吸い殻を加えて死んでいる写真をちょっと近所の方から見せてもらいましたが、ちょっとこれを見て衝撃的でしたけども、このほかにも家の前やお店の前にたばこの吸い殻が捨ててあるといった声をよく聞きます。

これも駅前も含めて、屋外に適度に喫煙場所があれば状況は変わるのかなと思いますけれども、こういったポイ捨てされたたばこの中には、多くのニコチンやタールが含まれており、特になんですけども、たばこのフィルター、これは世界的に問題視されておりますが、10年間分解しないとも言われております。たばこのフィルターは有害物質をため込んで、自然界を汚染し、マイクロプラスチックとなって植物や魚をはじめとするさまざまな生き物の体内に入り込み、食物連鎖に影響を与えております。そして、有害物質は生態系で濃縮されて、私たちの体の中へ戻ってくる可能性もあります。

このように地球環境が損なわれたり、健康被害の問題、これに加えて火災の危険を伴う恐れが懸念されており、対策を求める声が多く寄せられるようになっております。また、歩きながらの喫煙は乳幼児や妊婦、病気の方なども含む周囲の人に受動喫煙による影響を与える恐れもあります。電子たばこ、加熱式たばこ等は例外でございますけども、紙たばこの火の温度は700度から800度と非常に高温となるので、人通りの多いところなどは、これ本当に注意しなければなりません。擦れ違う人にやけどを負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする可能性のある大変危険な行為であります。

特に、タバコを持つ手の高さが子どもの顔の高さにとても近くなることもあり、子どものまぶたや目などをやけどさせるなど重大な事故につながりかねません。このような問題を防止することにより、たばこを吸う人と吸わない人が共に心地よく過ごせる環境をつくり、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指した条例を制定してはと思いますけども、いかがでしょうか。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員よりご質問の「歩きたばこ及び路上喫煙防止」につきまして、現在、全国多くの自治体において、路上喫煙等の禁止を、吸い殻などのポイ捨ての禁止とあわせて制定する条例や、環境美化条例、環境保全条例、まちをきれいにする条例などにおいて、飼い犬のふんの放置の禁止、落書きの禁止、空き缶などのポイ捨ての禁止とともに規定する条例など、さまざまな形での条例制定が行われております。本町におきましては平成２７年４月１日より「三郷町美しく住みよいまちづくり条例及び同施行規則」を施行し、通勤通学、一時滞在、通過する者を含む全ての町民等に対して、たばこの吸い殻を含む空き缶などのごみのポイ捨てを禁止し、これらを持ち帰るなど、自らの責任において適正に処理するよう努力義務を規定し、協働して美しく住みよいまちづくりを推進できるよう機運の醸成に取り組んでまいりました。

しかしながら、議長ご指摘のとおり、一部の人々による町内の駅周辺や公園、道路、側溝、田畑などでのたばこの吸い殻などをポイ捨てする行為が散見されるのは事実であります。他の自治体におきましては、マナーやモラルに期待し、町の環境をよくしていくことは非常に難しく、人々の道徳心のみに頼ることは限界であると考え、歩きたばこ・路上喫煙を特に禁止する必要がある「禁止区域」を指定し、やむを得ず一定のルール、罰則付きの条例を設けた条例を制定する事例も多数見受けられます。

また、平成３０年７月に、健康増進法の一部が改正された後は、受動喫煙による健康への影響から町民や子どもを守り、住民の健康で快適な生活の維持を図ることや、吸う人吸わない人の権利を尊重しながら、思いやりのあるたばこ対策を推進することなどを目的に条例を制定する自治体も多くあり、地域課題や制定の背景により多種多様な切り口で条例や規則が制定されているようであります。

議員ご指摘の地域環境が損なわれている問題や健康被害の問題、火災ややけど等の危険性を伴う問題などを勘案いたしますと、マナーやモラルの向上が十分に図られているとは言えない状況であることから、新たな条例・規則を制定してまいります。

つきましては、環境美化や環境保全、安心安全はもちろんのこと、健康増進や三郷町が掲げる「子どもが健やかに育つ子育て環境」など、関係部署が連携し、さまざまな観点から検討を重ね、実効性ある具体策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

12番（辰己圭一） 副議長。

副議長（澤 美穂） 再質問を許します。

12番（辰己圭一）（登壇） ただいま、安井部長からも何も言うことがないくらい非常に前向きな答弁をいただきました。今後、この問題に関する新たな条例、規則を制定するために実効性のある具体策を検討して進めていくということですが、よろしくお願いしたいと思います。

ここで二つ、お願いと提案がございます。一つは、今後条例の制定に向けて、条文等も含めて検討委員会を立ち上げられるのかなと思いますけれども、ぜひ私も交えて議論をさせていただけたらと考えております。これは議員の提案権、つまり地方自治法96条1項の1号の条例を設け、または改廃することに、これが規定されており、議員の提案権も認められておりますのでよろしくお願い申し上げます。

二つ目は、この条例案が作成されたあと、当然、議会の議決が必要でございますけれども、施行された場合、歩きたばこの禁止やたばこのポイ捨てなどの禁止を書いたポスター、もしくはチラシの作成、または町のホームページ等で画像をダウンロードできるようにしていただけたらと思います。というのもこれもたばこの吸い殻のポイ捨ての多い場所、お店や家の前、こういったところに貼りたいという住民さんからの声も実際に多いです。

以上、この二つについて、最後に答弁をお聞きして私の質問を終えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、辰己議員の再質問のほうに答えさせていただきます。

まず、制定に当たり、我々としてはやっぱり現状認識、いろいろご質問の中でも教えていただきました。三郷町の中でもこういったところに問題があるのかとか、こういったところに注力していくかということも現状認識が必要になりますので、ぜひまた議員のほうから現状認識を伺ってしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それとまた、ポスターの町ホームページからのダウンロード等ですが、当然条例規則等を制定いたしますと、いろんなそこに施策がまた必要になってくると思

います。また、個別の部分について住民の方々が使いやすい、啓発等に資するところも十分検討しまして、いろいろ対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

副議長（澤 美穂） 12番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

辰己議長の一般質問が終結しましたので、私は降壇させていただきます。

議長（辰己圭一） これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。明日からは各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、ご苦勞さまでございました。

散 会 午後 4 時 1 7 分